

# 横浜市一般廃棄物処理基本計画

～ ヨコハマ<sup>スリム</sup>3R夢プラン ～

平成23年1月

横浜市

## はじめに

市民・事業者の皆さまのG30への御理解と御協力により、横浜のごみ量は目標を大きく上回り大幅に減少しています。これは、皆さまの御努力の賜物であり、改めて感謝申し上げます。

また、G30の取組は、近年、諸外国からも注目を集めており、横浜が世界に誇る成果ともなっています。

私たちが生きていくうえで、日々の生活では衣食住においても、事業活動では生産・流通・販売などの全ての場面で必ずごみが出ます。その結果、資源が消費され、環境への負荷が生じます。

日本には、むかしから「もったいない」という言葉があるように、ものを大切にし、愛着をもって最後まで使い切る生活習慣がありました。これは、まさしく3R行動そのものを示しており、リデュース・リユース・リサイクル（発生抑制・再使用・再生利用）を先人たちが実践していた証しです。

横浜市では、G30プランにつづく「**ヨコハマ<sup>スリム</sup>3R夢プラン**」において、分別・リサイクルのみならず、環境に最もやさしいリデュース（発生抑制）の取組を進めて、ごみと資源の総量を削減するとともに、脱温暖化を推進し、環境負荷の更なる低減を図ることで、豊かな環境を後世に引き継ぐことを目指します。

これは決して容易なことではありませんが、G30でつちかった協働の取組を<sup>いしずえ</sup>礎に、市民・事業者の皆さまと行政の三者の「つながり」を更に強め、子供たちが将来に「夢」を持つことのできる社会の実現に共に取り組んでまいりましょう。

計画の策定に当たっては、様々な場面で多くの皆さまから、熱い思いがこもった御意見・御提案をいただき、誠にありがとうございました。今後も、横浜の未来を見据え、3Rを中心とした資源循環行政に取り組んでまいりますので、御支援・御協力をお願いします。

平成23年1月

横浜市長 林 文子

## 目次

1	計画策定の考え方	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の位置付け	1
2	ごみ処理の現状と課題	2
(1)	ごみ量とごみ組成	2
(2)	家庭系ごみ・事業系ごみ対策	5
(3)	処理体制	5
(4)	ごみ処理における環境負荷の低減	7
(5)	市の財政状況とごみ処理経費	7
	<ごみ処理基本計画>	8
1	基本理念	9
2	計画目標等	10
(1)	計画期間	10
(2)	横浜の未来（廃棄物行政における将来ビジョン）	10
(3)	計画目標	11
3	基本理念を支える5つの基本方向	15
4	市民・事業者・行政の役割	17
5	基本計画で取り組む具体的施策	19
(1)	環境学習・普及啓発	20
(2)	リデュース（発生抑制）の推進	23
(3)	家庭系ごみ対策	24
(4)	事業系ごみ対策	28
(5)	ごみの処理・処分	30
(6)	きれいなまちづくり	33
	<し尿等処理基本計画>	34
	【資料編】	38
1	横浜市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画編）の概要	39
2	処理計画の検討経過	41
3	市民意見募集について	42
(1)	市民意見募集（パブリックコメント手続）	42
(2)	自治会町内会意見募集	59
4	最近の環境・資源循環行政の動き	60

スリム  
「3R夢」にこめられた思い

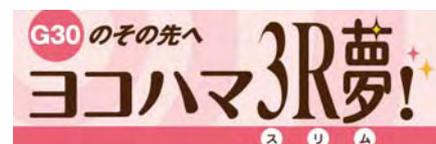
3Rによって更なるごみ減量と脱温暖化に取り組み、豊かな環境を後世に引き継ぐことで、子どもたちが将来に「夢」を持つことができるまち・横浜の実現を目指します。

★3Rとは、ごみを減らすための環境行動を表すキーワード

リデュース（Reduce）：ごみそのものを減らす

リユース（Reuse）：何回も繰り返し使う

リサイクル（Recycle）：分別して再び資源として利用する



## 1 計画策定の考え方

### (1) 計画策定の趣旨

未来を担う子供たちに美しい地球環境・豊かな都市環境を引き継ぐためには、廃棄物対策として、リデュース（Reduce 発生抑制）・リユース（Reuse 再使用）・リサイクル（Recycle 再生利用）（以下、それぞれの頭文字の“R”を取り「3R」という。）を進めることで、天然資源の消費を抑制し、環境負荷をできる限り低減した循環型社会の実現に取り組む必要があります。

本市では、平成15年1月策定の一般廃棄物処理基本計画（以下「横浜G30プラン」という。）に基づき、焼却・埋立処分中心の廃棄物対策からの転換を図ることとし、3R、とりわけ分別・リサイクルを進めた結果、市民・事業者の協力により、燃やすごみの大幅な削減や、これに伴う温室効果ガス排出量の減少、焼却工場の廃止や最終処分場の延命化などの成果をあげることができました。さらに、分別をきっかけとして、市民・事業者による地域で独自の、あるいは業界団体等としての自主的なごみ減量・リサイクル行動の実践も見られるようになりました。

分別・リサイクルが市民・事業者の間に一定程度定着した今日、循環型社会の実現を確固たるものにするためには、ごみの発生そのものを抑制するリデュースの取組を一層進める必要があります。

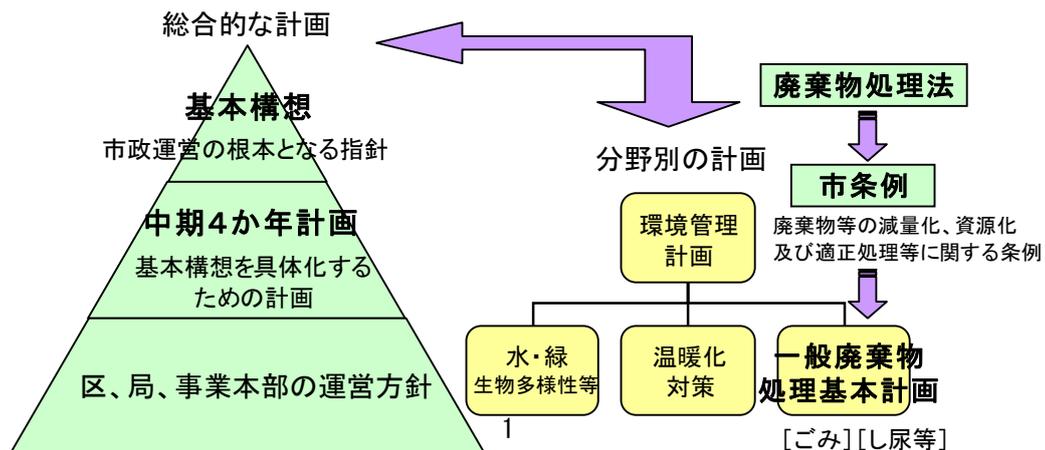
国においては、循環型社会形成推進基本法の制定から10年が経過し、各種リサイクル法の制定・見直しなどにより社会的制度の整備が進み、資源の循環的な利用等について国際的にも主導的な役割を果たそうと努めている中、本市としても、日本を代表する環境モデル都市として先頭に立ち、廃棄物行政をけん引していく必要があります。

そこで、横浜G30プランの計画期間が平成22年度で終了することから、これまでの施策・事業が抱える課題の解決を図るとともに、国等におけるごみ・環境政策の動向や社会経済情勢の変化に対応するため、横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会からの答申（平成22年7月「横浜市一般廃棄物処理基本計画の改定について」）や、市民・事業者の皆さまの御意見を踏まえ、循環型社会構築に向けて「横浜G30プラン」に替わる新たな計画を策定します。

### (2) 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、市域内の一般廃棄物の処理について定めるもので、平成37年度（2025年度）までを見通した長期的な計画であり、ごみ処理基本計画とし尿等処理基本計画とで構成されます。

また、本計画は、市全体の総合計画である基本構想と中期4か年計画を上位計画とし、環境管理計画や地球温暖化対策に係る計画との整合を図って策定します。

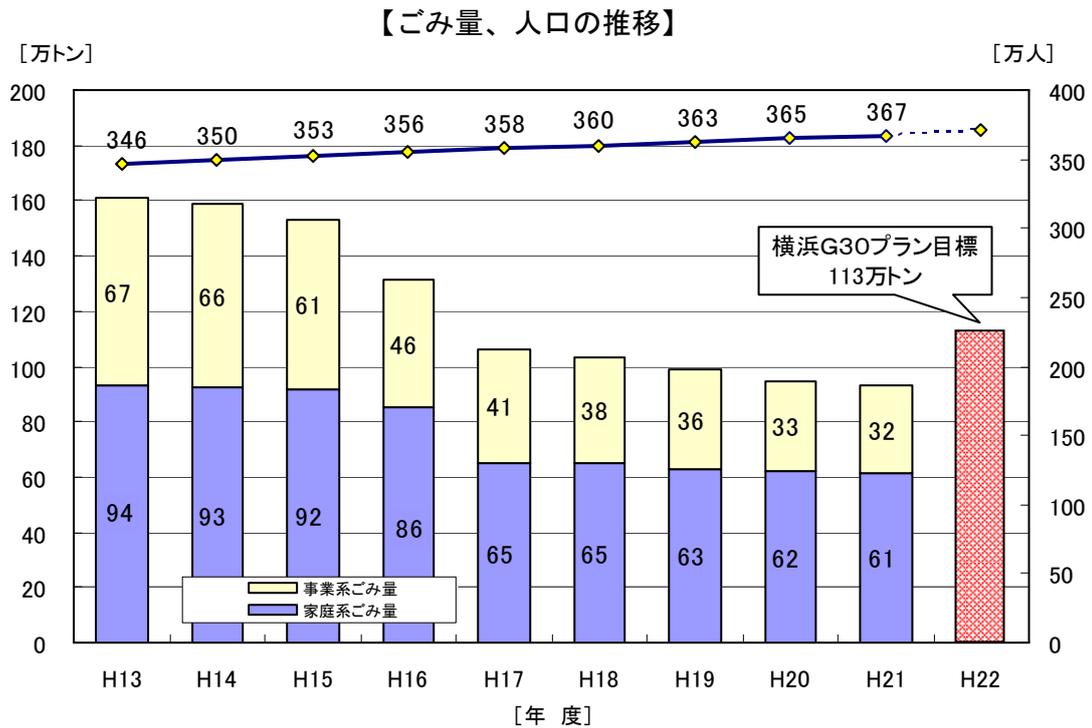


## 2 ごみ処理の現状と課題

### (1) ごみ量とごみ組成

平成15年1月の横浜G30プラン策定以降、市民・事業者・行政の協働のもと、家庭系ごみについては分別収集品目の拡大、事業系ごみについては古紙などのリサイクル可能物のリサイクルルートへの誘導や産業廃棄物の適正処理、更には分別説明会や研修会の開催などによる普及啓発や搬入物検査の強化など、ごみの分別・リサイクルに積極的に取り組んだ結果、平成21年度の市全体のごみ量は93万トンとなり、平成13年度の161万トンに比べて42%の大幅な減少となっています。

家庭系ごみが、平成13年度の94万トンから平成21年度の61万トンと35%の減少であるのに対して、事業系ごみは67万トンから32万トンと50%を超える削減率となっています。

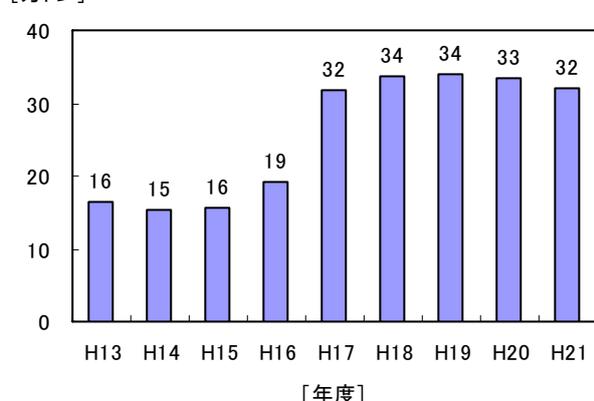


	13年度実績	14年度実績	15年度実績	16年度実績	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度実績	G30プラン 22年度目標
市全体ごみ量 (万トン)	161	159	153	132	106	103	99	95	93	113
対13年度比 (単位: %)	—	▲1.4	▲4.8	▲18.2	▲33.9	▲35.9	▲38.7	▲41.0	▲42.2	▲30
人口(万人)	346	350	353	356	358	360	363	365	367	—
対13年度比 (単位: %)	—	1.0	1.9	2.7	3.4	4.1	4.8	5.5	6.1	—

※ ごみ量とは、資源化されるものを除いた焼却処理・直接埋立処分されるものの量をいう。人口は各年度の10月1日人口。

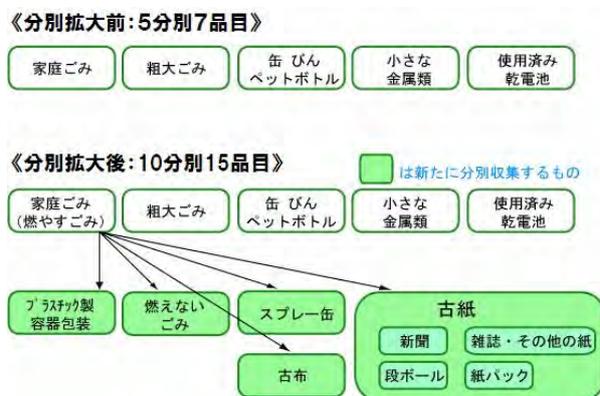
分別収集や資源集団回収等で集められた家庭から排出される資源物の量は、全市展開に向けて分別収集品目の拡大を6区で先行実施した平成16年度以降、大幅に増加し、平成13年度の約16万トンから平成21年度の約32万トンと、ほぼ倍増しています。

【資源化量の推移】



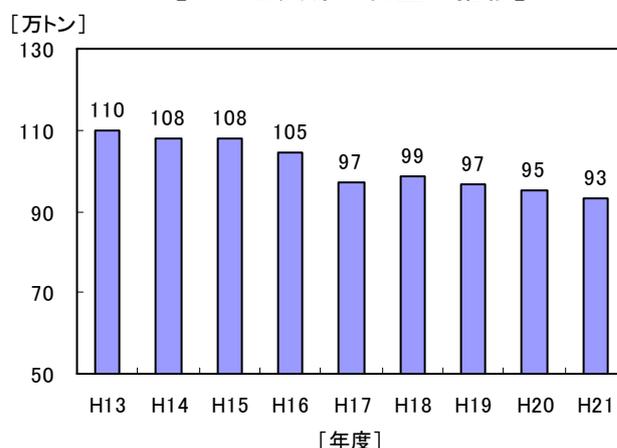
※ 家庭系の資源化量と資源集団回収量(暦年データ)の和を表す。

【分別品目の拡大】



【ごみと資源の総量の推移】

一方で、家庭から排出されるごみと資源の総量も平成13年度の110万トンから平成21年度の93万トンと減少しており、分別拡大を契機としてごみに対する関心が高まり、ごみを家庭に持ち込まない、物を大切に使うといったリデュース行動が徐々に浸透してきていると考えられます。しかし、近年は減少傾向の鈍化も見られ、また、リサイクルにおいても環境負荷が生じることから、3Rのうち、最も優先されるべきリデュースについては、今後もその取組を強化していく必要があります。



※ 家庭系のごみ量、資源化量及び資源集団回収量(暦年データ)の和を表す。

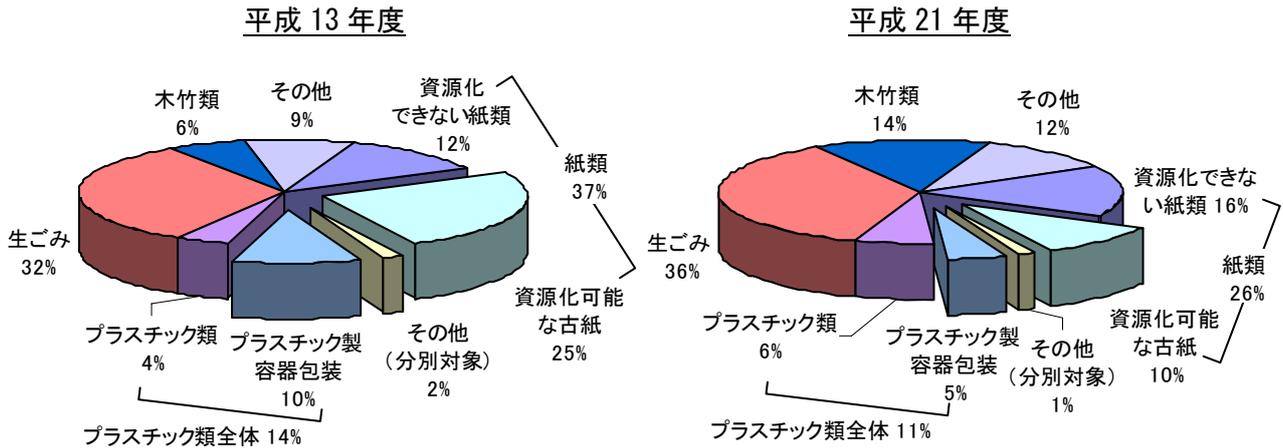
分別拡大前(平成13年度)と現状(平成21年度)の家庭から排出される燃やすごみの組成を比較すると、古紙やプラスチック製容器包装などが新たに分別対象となったことから、紙類は37%から26%に、プラスチック類は14%から11%に割合が減少しています。

また、分別品目としての燃やすごみの量が、平成13年度の90万トンから平成21年度の58万トンに削減されていることから、組成の割合から推計すると、燃やすごみに含まれる紙類は、33万トンから15万トンに、プラスチック類は13万トンから6万トンに減少しています。

しかし、燃やすごみの中には、きちんと分別することで資源化可能な古紙やプラスチック製容器包装などが依然として約16%、量にして10万トン近く含まれており、分別の徹底をさらに進める必要があります。

また、燃やすごみに占める生ごみの割合が32%から36%に上昇しており、量としても約21万トン含まれていることから、木竹類も含めてバイオマスの活用について検討する必要があります。

【燃やすごみ（家庭系）の組成調査結果】



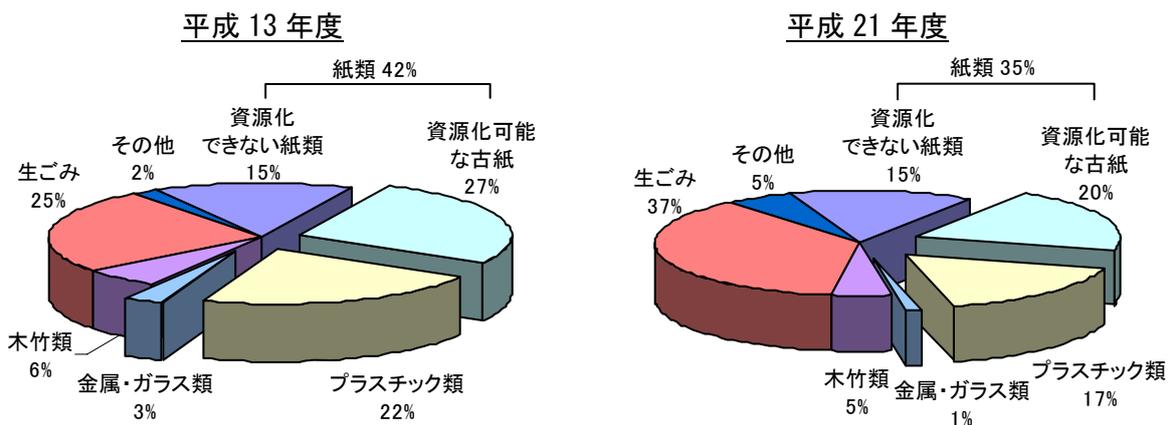
次に、平成 13 年度と平成 21 年度の事業系ごみの組成を比較すると、資源化可能な古紙をリサイクルルートに誘導するとともに、廃プラスチックなどの産業廃棄物の適正処理を推進した結果、紙類は 42%から 35%に、プラスチック類は 22%から 17%に割合が減少しています。

また、事業系ごみの量が、平成 13 年度の 67 万トンから平成 21 年度の 32 万トンに削減されていることから、組成の割合から推計すると、事業系ごみに含まれる紙類は 28 万トンから 11 万トンに、プラスチック類は 15 万トンから 5 万トン強に減少しています。

しかし、依然として、事業系ごみの中には資源化可能な古紙が 20%、6 万トン強含まれるほか、産業廃棄物であるプラスチック類が 17%、5 万トン強含まれており、リサイクルルートへの誘導や適正処理をさらに進める必要があります。

また、事業系ごみに占める生ごみの割合が 25%から 37%に上昇しており、量としても約 12 万トン含まれていることから、家庭系ごみと同様に、木竹類も含めてバイオマスの活用について検討する必要があります。

【事業系ごみの組成調査結果】



## (2) 家庭系ごみ・事業系ごみ対策

平成 15 年 1 月	一般廃棄物処理基本計画（横浜 G 3 0 プラン）策定
10 月	分別収集品目拡大モデル事業開始
12 月	資源化可能な古紙や産業廃棄物である木くず等の焼却工場への搬入を停止
平成 16 年 4 月	持ち去り禁止条項の追加
10 月	分別収集品目拡大の 6 区先行実施
平成 17 年 4 月	分別収集品目拡大の全市実施
平成 19 年度	G 3 0 エコパートナー協定締結開始
平成 20 年 2 月	家庭ごみの収集回数の変更（燃やすごみ、古紙・古布）
5 月	分別ルールを守らない者に対する罰則（過料）制度の適用開始
平成 21 年 7 月	横浜市チャレンジ・ザ・リデュース市民委員会・3 者検討会設置

家庭系ごみの徹底的な分別とリサイクルの推進に向け、全ての市民が参加・協力できる仕組みを作ることとし、分別収集品目をプラスチック製容器包装や古紙・古布などを加えた 10 分別 15 品目に拡大するとともに、市民の自主的取組である資源集団回収の拡充を図っています。

さらに、資源回収ボックスの増設や、各事務所における拠点回収（センターリサイクル）の実施により、資源物回収のための受け皿の整備を進めてきました。

平成 20 年 2 月には、燃やすごみ及び古紙・古布の収集回数を変更したことに続き、同年 5 月には、分別ルールを守らない者に対する罰則制度の適用を開始しました。

事業者に対しては、各種業界の集まりに出向くなど、様々な機会をとらえてごみの減量・リサイクルの実践を働きかけるとともに、資源化可能な古紙や産業廃棄物である木くず等の焼却工場への搬入を停止し、リサイクルルートへの誘導と適正処理を推進しています。

また、環境にやさしい消費・販売行動を促進するため、G 3 0 エコパートナー協定の締結を進め、容器包装類の削減等に係る事業者の自主的な取組を支援しています。

そのうえで、リサイクルの次の段階として、ごみになるものを作らない、受け取らないといったリデュースの取組を進める必要があることから、平成 21 年度に市民・事業者・行政の三者による意見交換の場を設け、リデュースに向けた事業者の取組を具体化させるとともに、市民のライフスタイルや事業者のビジネススタイルの転換に向けた取組を進めています。

## (3) 処理体制

家庭系ごみのうち、燃やすごみは週 2 回、資源物は品目により週 2 回から月 2 回の頻度で、本市職員と委託業者が収集しています。粗大ごみは、申込制による戸別収集を委託業者が行っています。

少子高齢社会の進展など社会構造が変化する中で、全ての市民がごみのことで困らないよう、スピード感を持って、多様化する市民ニーズに柔軟にきめ細かく対応することが求められています。

事業系ごみは、排出事業者が自ら、あるいは市が許可した一般廃棄物処理業者に依頼し、焼却工場や最終処分場に搬入されています。

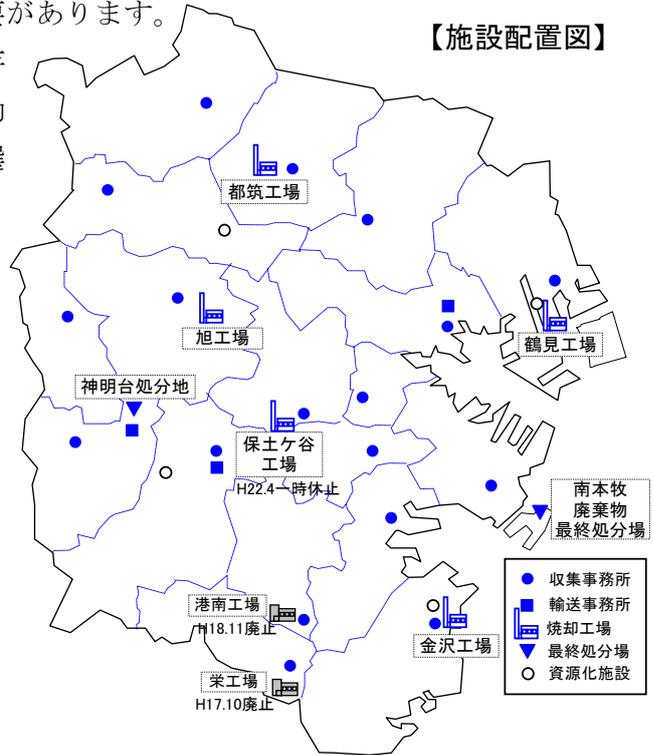
燃やすごみ等の処理は本市の焼却工場で行っていますが、ごみの減少に伴って、平成 17 年 10 月に栄工場を、平成 18 年 11 月に港南工場を廃止するとともに、平成 22 年 4 月に保土ヶ谷工場を一時休止し、現在は 4 工場体制となっています。

一方、最終処分場については、内陸部の神明台処分地と海面の南本牧廃棄物最終処分場（第2ブロック）により、焼却残さと燃えないごみの埋立処分を行っています。また、最終処分場の長期・安定的な確保のため、南本牧ふ頭第5ブロックに新規最終処分場の整備を進めています。

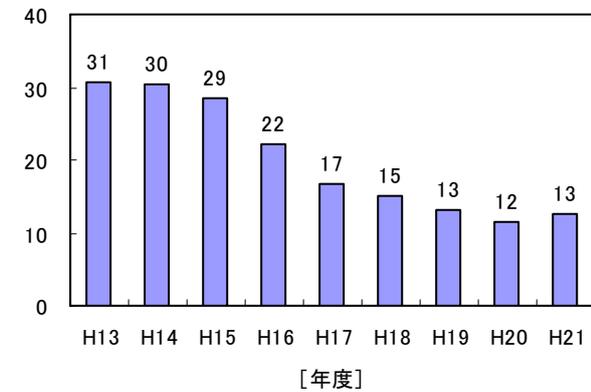
しかし、神明台処分地が平成22年度で埋立てを終了する中、新規最終処分場の開設までには相当の期間を要することから、南本牧廃棄物最終処分場（第2ブロック）の延命化を図るため、更なるごみの減量・リサイクルを進めるとともに、財政状況やごみ量の変化を見極めつつ、焼却灰の有効利用・資源化を進める必要があります。

なお、ごみの処理・処分に当たっては、既存技術のみにとらわれることなく、技術開発の動向を注視して、将来を見据えた最適な手法の選択に努める必要があります。

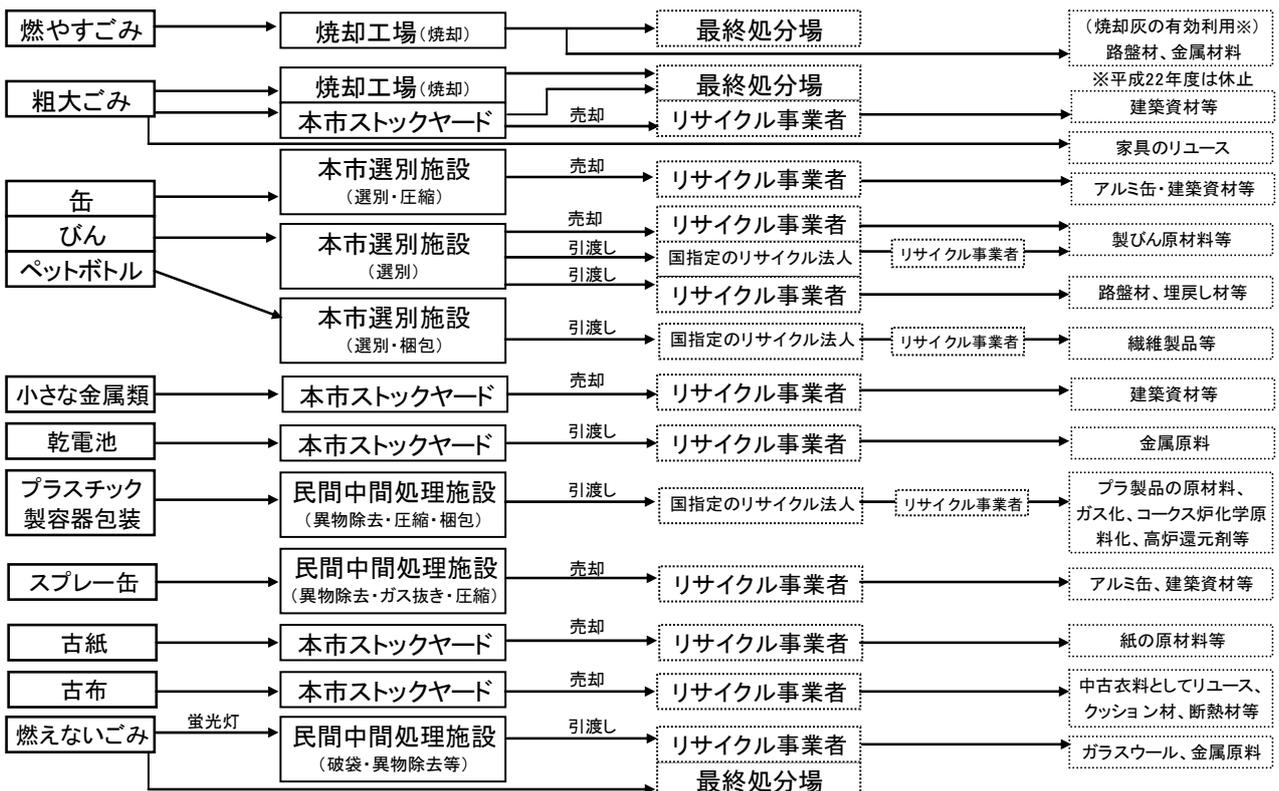
【施設配置図】



【一般廃棄物埋立量の推移】



【分別品目のゆくえ（平成21年度）】



#### (4) ごみ処理における環境負荷の低減

本市では脱温暖化を進めるため、横浜市脱温暖化行動方針（以下「CO-DO30」という。）を平成20年1月に策定し、全市的に脱温暖化の取組を進めています。ごみ処理においては、焼却するごみの削減、特にプラスチック類の焼却量の減少により、ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量を削減することができました（平成21年度は二酸化炭素換算で対13年度比約32万トン削減と推計：横浜市役所地球温暖化防止実行計画に基づく算定方法による）。

今後も、脱温暖化社会実現の一翼を担うため、ごみ処理の全ての段階において、更なる温室効果ガス排出量の削減に取り組む必要があります。

#### (5) 市の財政状況とごみ処理経費

本市の一般会計の歳出額の過去10年の推移を見ると1兆3千億円前後で推移していますが、少子高齢社会の進展に伴って、福祉・保健・医療のための経費である扶助費の割合が大幅に伸びており、今後も増加が見込まれます。

ごみ処理に係る経費（資源循環局決算額）の推移を見ると、歳出から手数料や売電収入等の歳入を除いた市税投入額は300億円前後で推移しています。

今後も一般財源の大幅な増収は見込まれないことから、ごみの減量・リサイクルと適正処理を安定して進めるためには、市民・事業者・行政の三者の適切な役割分担のもと、より効果的・効率的な仕組みや体制を確立していく必要があります。

#### 【資源循環局歳入・歳出の推移（決算額）※】

（百万円）

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
歳入合計	18,462	15,479	13,535	11,977	11,866	14,695	14,041	11,571	10,602
歳出合計	54,934	52,575	44,011	42,229	41,799	41,963	44,829	46,206	44,127
歳出－歳入 （市税投入額）	36,472	37,096	30,475	30,252	29,932	27,267	30,788	34,635	33,525
【参考】									
施設等整備費を除いた「歳出－歳入」	31,798	29,037	28,190	29,885	29,739	27,078	28,538	28,620	28,136

※ 端数処理の関係で表内の差し引きが合わない場合がある。

## <ごみ処理基本計画>

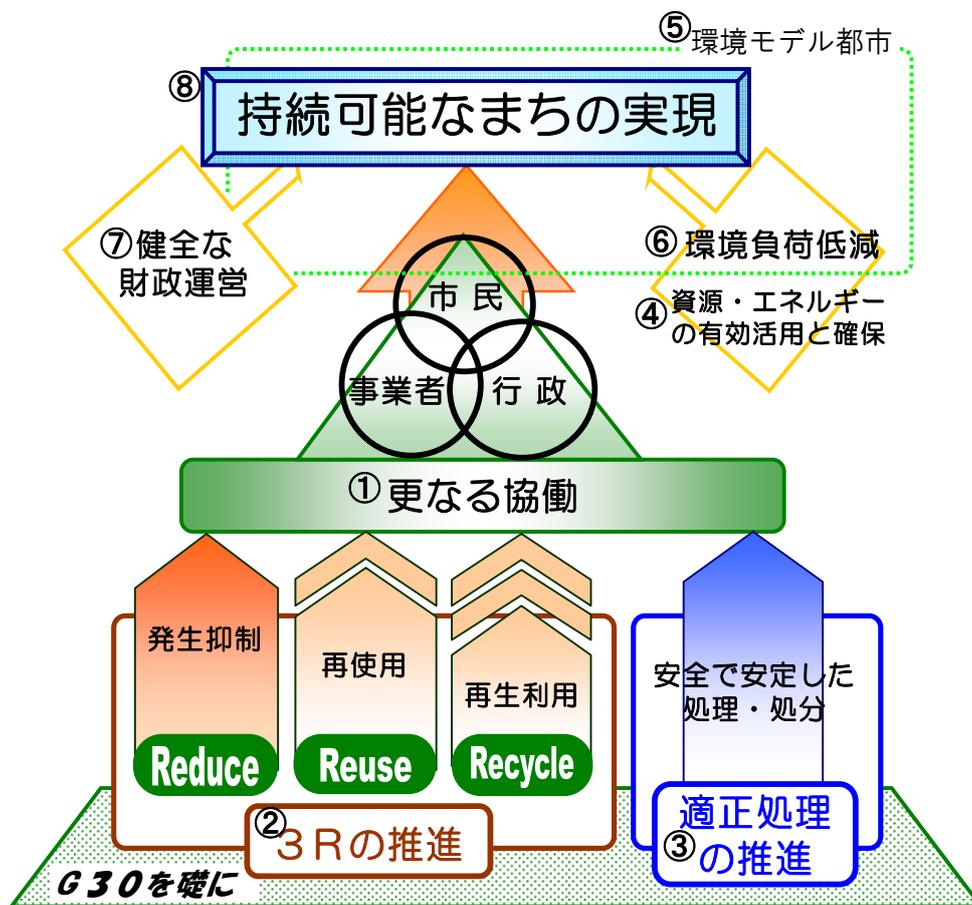
## 1 基本理念

市民・事業者・行政が更なる協働のもと、3R※を推進するとともに、なお残るごみを適正に処理することで、限りある資源・エネルギーの有効活用と確保に努め、環境モデル都市として、環境負荷の低減と健全な財政運営が両立した持続可能なまちを目指します。

廃棄物対策全般における環境負荷低減のため、リデュースをはじめとする3Rの一層の推進となお残るごみの適正処理を図り、化石燃料等の枯渇性資源や希少金属などの確保の視点を持ちながら、限りある資源・エネルギーの有効活用と確保に努めます。

また、将来に過大な負担を残さないよう、コストと環境負荷低減効果のバランスを検証する視点を常に持ち続け、限られた財源で最良の廃棄物対策を進めます。

※ 廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3つのRを進める取組



- ① 更なる協働：それぞれが担う役割を更に深化させつつ、三者が連携してごみ・環境問題に取り組む。
- ② 3Rの推進：引き続き分別を徹底することでリサイクルを推進するとともに、ごみそのものを発生させない取組を強化する。
- ③ 適正処理の推進：安全で安定した処理・処分を行うとともに、既存技術のみにとらわれず、技術開発の動向を注視して最適な手法を選択する。
- ④ 資源・エネルギーの有効活用と確保：資源等を有効に活用するとともに、化石燃料等の枯渇性資源や希少金属などの確保の視点を持って施策・事業を進める。
- ⑤ 環境モデル都市：温室効果ガスの大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市として、平成20年7月に国から選定されたもので、廃棄物行政もその一翼を担う。
- ⑥ 環境負荷低減：廃棄物対策においては、温室効果ガスや汚染物質をできる限り削減する。
- ⑦ 健全な財政運営：全ての主体がリサイクルコスト等に対する意識を持ち、適切な役割分担・費用負担を果たす。
- ⑧ 持続可能なまちの実現：社会構造の変化が進む中、限られた財源で最良の廃棄物対策を進める。

## 2 計画目標等

### (1) 計画期間

本計画の期間は、平成 22 年度（2010 年度）から平成 37 年度（2025 年度）までとします。

また、本計画は、概ね 5 年を目途として改定するほか、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

### (2) 横浜の未来（廃棄物行政における将来ビジョン）

美しい地球を未来の子供たちに引き継ぐために、廃棄物行政の観点から次のような将来ビジョンを描き、その実現を目指します。

**みんなが協力し合い、誰もが 3 R 行動を実践する環境配慮型のライフスタイル・ビジネススタイルが定着している。**

人類の活動が地球環境に与える負荷を最小限にとどめるために、市民・事業者・行政の三者が連携して、行動を起こします。

市民一人ひとりが当たり前のこととして、3 R 行動をはじめとする環境行動を実践し、事業者は、より環境負荷の低い製品等の生産・販売及びサービスの提供とその情報発信を行うなど、事業活動における全ての段階において環境に配慮した取組を実践しています。行政は、引き続き 3 R の仕組み作りを担いつつ、市民・事業者の自主的な取組が実を結ぶよう、その活動を支えています。

**より環境負荷の少ないごみ処理システムが構築されている。**

人類共通の課題である地球温暖化問題に対応するため、収集・運搬、処理・処分の全ての段階において、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

また、限りある最終処分場をできる限り延命化するために、ごみの減量・リサイクルを進めています。

**清潔できれいなまちが実現している。**

自分たちのまちに誇りと愛着を持てるよう、清潔できれいなまちを実現するため、ごみ出しルールを遵守することはもちろん、地域ぐるみでまちの美化活動を実践し、ポイ捨てや不法投棄防止に取り組んでいます。

**全ての市民がごみのことで困らない住みよいまちが実現している。**

少子高齢社会の進展など社会構造の変化や多様化する市民ニーズに応えるため、生活者の立場で考え、現場目線に対応し、日々の暮らしに密接に関係するごみ出しや集積場所に関する課題が解決できています。

また、地域と行政が連携し、適正・公平な役割分担のもと、持続可能な廃棄物対策の仕組みを構築しています。

### (3) 計画目標

#### ア ごみ減量から始めよう脱温暖化

ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスを平成 37 (2025) 年度までに平成 21 (2009) 年度比で 50%以上 (約 14 万トン-CO<sub>2</sub>) 削減します。

<平成 25 年度の達成目標>

平成 21 年度比で 10%以上 (約 3 万トン-CO<sub>2</sub>) 削減

H37までに▲50%以上  
H25までに▲10%以上

人類共通の課題である地球温暖化問題に対応するため、環境モデル都市として市全体で脱温暖化の取組を推進する中で、本市の温暖化対策の計画との連携を図り、廃棄物行政においても脱温暖化を最重点課題として、温室効果ガス削減に向けて取り組む必要があります。

そこで、本計画において、ごみ処理に伴って排出される温室効果ガスの削減目標を設定し、ごみの収集・運搬、処理・処分の全ての段階において、脱温暖化に向けた取組を推進します。



本市では、平成 20 年 1 月に、横浜市脱温暖化行動方針「CO-DO30 (コードサンジュウ)」を策定し、脱温暖化の取組を推進しているところです。CO-DO30では、平成 37 (2025) 年度までに、一人当たりの温室効果ガス排出量を 30%以上削減、平成 62 (2050) 年度までに 60%以上の削減を目標としています (対平成 16 (2004) 年度比)。

国では、温室効果ガス排出量を平成 32 (2020) 年度までに 25%以上削減、長期的には平成 62 (2050) 年度までに 80%以上削減するという目標を掲げているところであり (平成 2 (1990) 年度比)、本市としても、国の法整備の動向等を注視しつつ、必要な仕組み作りを進めることとしています。

⇒13 ページ コラム参照

#### イ もっとチャレンジ・ザ・3R

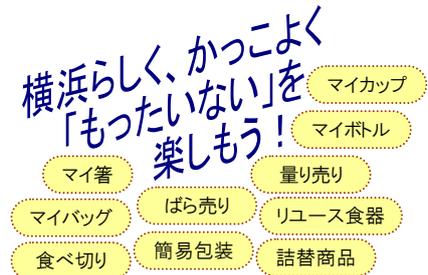
人口増加が見込まれる中、リデュースの推進により、総排出量 (ごみと資源の総量) を平成 37 (2025) 年度までに平成 21 (2009) 年度比で 10%以上 (約 13 万トン) 削減します。

<平成 25 年度の達成目標>

平成 21 年度比で 3%以上 (約 4 万トン) 削減

H37までに▲10%以上  
H25までに▲3%以上

G30を礎に引き続き3Rを推進することはもちろん、大量生産・大量消費・大量廃棄社会からの転換を目指し、最も環境にやさしいのはリデュースであるという観点から、総排出量 (ごみと資源の総量) を減らして、リデュースの推進を図ります。



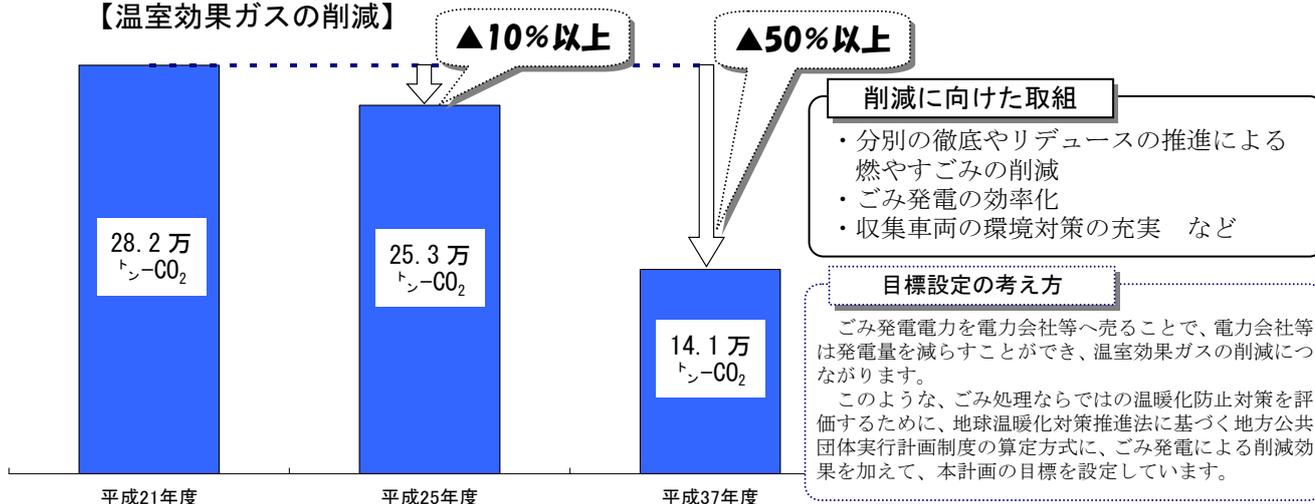
#### ウ ごみ処理の安心と安全・安定を追求

収集・運搬、処理・処分の全ての段階で、安心と安全・安定を追求します。

市民が安心して暮らせるよう、少子高齢社会の進展や市民ニーズの多様化に対応したごみ処理サービスの充実を図ることとし、できることからスピード感を持って実施します。

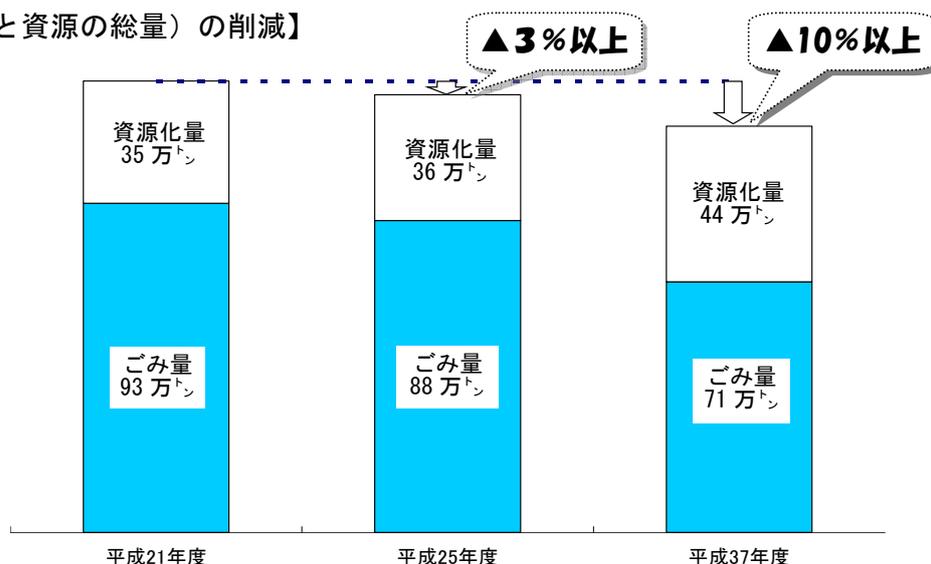
また、コスト意識を持ちながら、市民から信頼される安全で安定した処理・処分体制を構築します。

【温室効果ガスの削減】



温室効果ガス排出量 (トン-CO <sub>2</sub> )	現状 平成 21 年度 (2009 年度)	中期 4 年計画最終年度 平成 25 年度 (2013 年度)	計画最終年度 平成 37 年度 (2025 年度)
		28.2 万	25.3 万
地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画制度の算定方式による温室効果ガス排出量	35.4 万	31.9 万	18.7 万

【総排出量（ごみと資源の総量）の削減】



	現状 平成21年度 (2009年度)	中期4年計画最終年度 平成25年度 (2013年度)	計画最終年度 平成37年度 (2025年度)
総排出量（ごみと資源の総量）（トン）	128万	124万	115万
対平成21年度削減量（トン）	-	▲4万	▲13万
ごみ量（トン）	93万	88万	71万
資源化量（トン）	35万	36万	44万
焼却量（トン）	92万	87万	70万
焼却灰量（トン）	13万	12万	10万
焼却灰資源化処理量（トン）	1万	3万	4万
最終処分量（トン）	13万	10万	7万
人口（人）	367万	371万	374万

削減に向けた取組

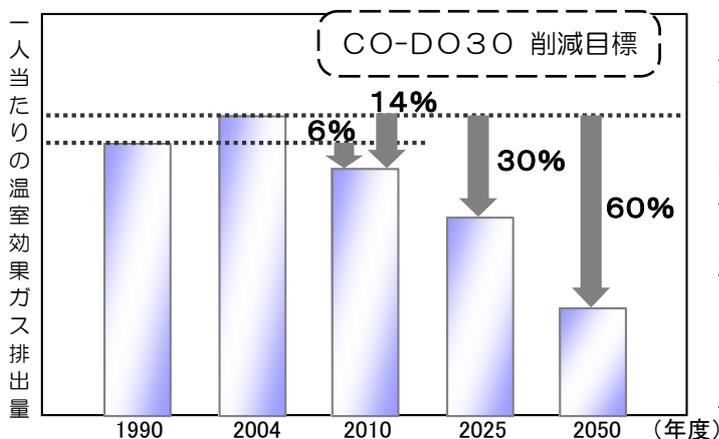
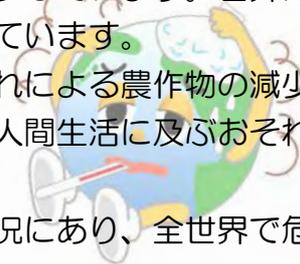
- (家庭系ごみ) ・資源化可能な古紙・プラスチック製容器包装の分別徹底
- ・未使用レジ袋の廃棄や食べ残し等の削減
- ・簡易包装や容器包装の薄肉化の推進
- ・生ごみの水切りの推進とリサイクル など
- (事業系ごみ) ・事業所の食品廃棄物のリサイクルの促進
- ・資源化可能な紙類・プラスチック類の分別や適正処理の徹底 など

## －なぜ、温暖化対策に取り組むのか－

近年、日本では、熱帯夜や猛暑日が増加し、冬日は減少しています。世界においても、地球規模でのかんばつや異常降雨などが発生しています。

地球温暖化の影響は、これら気象変動だけでなく、それによる農作物の減少や生物多様性の喪失、動物等が媒介する感染症の拡大など人間生活に及ぶおそれがあります。

このような地球温暖化は、ますます加速化している状況にあり、全世界で危機感を持って緊急的に取り組むべき課題になっています。



本市では、「横浜市脱温暖化行動方針（CO-DO30）」を策定し、ライフスタイルやビジネススタイルの変革などにより、大都市でありながら、省エネルギーが徹底され、脱温暖化型の社会が実現している横浜の将来像をイメージし、環境モデル都市として脱温暖化の取組を推進しています。

横浜が目指すべき将来の都市像を実現するためには、廃棄物行政の分野においても温室効果ガスの削減は重要であると考えており、本計画では、廃棄物行政全体をとらえた温室効果ガスの削減目標を設定しました。

ごみ処理における温室効果ガスは、収集・運搬、処理・処分の全てにおいて発生しますが、全体の90%以上がごみの焼却処理によって発生します。

そのため、ご家庭から排出されるごみの量を減らすことや、これまで以上にきちんと分別することは、地球温暖化防止となります。

「Yokohamaエコ活。」身近なことから、はじめよう

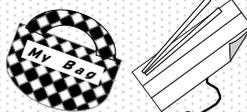
～たとえば～



生ごみの水切りをしましょう！

食べ残しを減らしましょう！

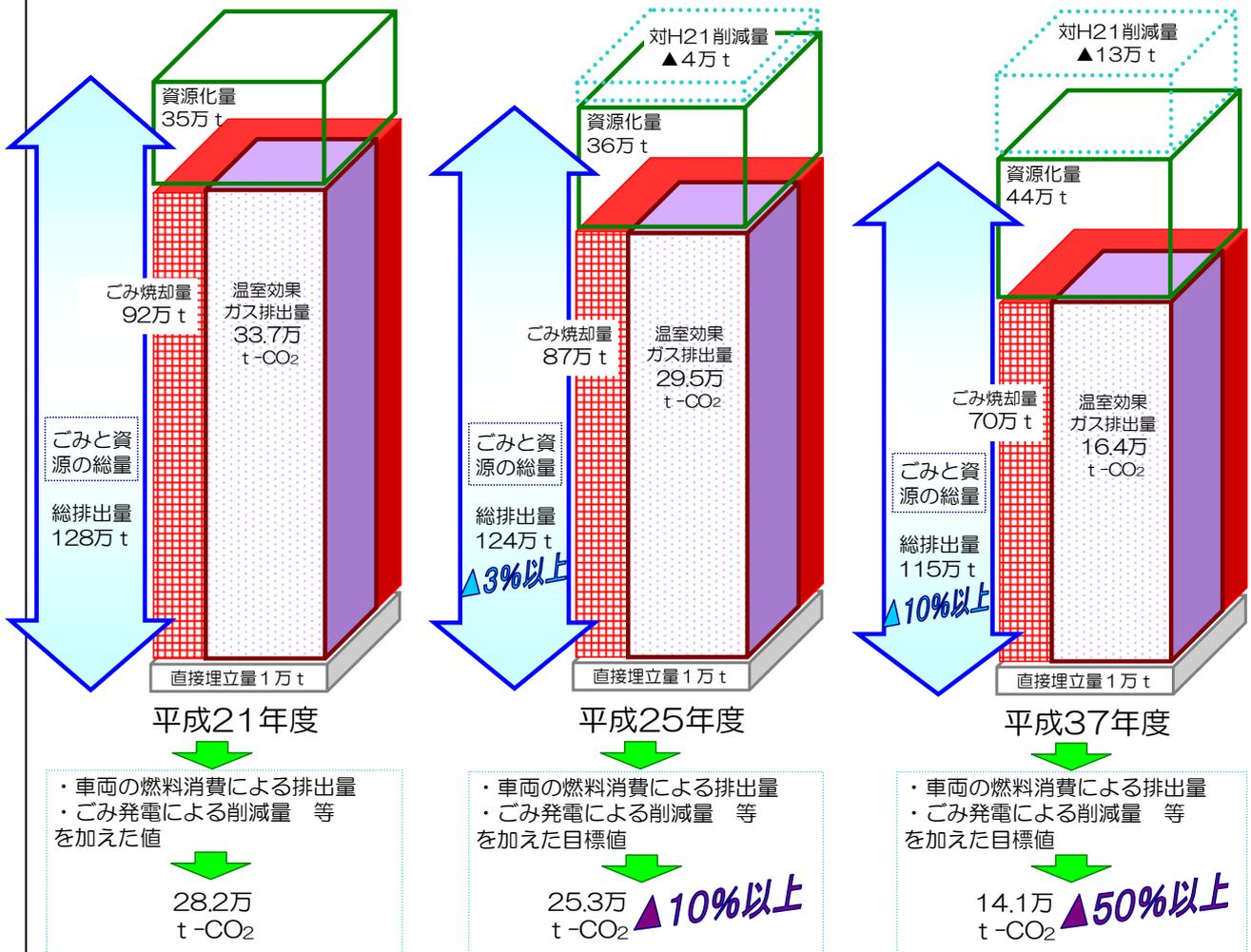
不要なレジ袋や割り箸を受け取らず、マイバックやマイ箸を使いましょう！



## －目標設定の考え方と2つの目標の関係－

これまでの「横浜G30プラン」では、市民・事業者の皆さまとの協働のもと、資源となるものの分別・リサイクルにより、ごみの減量を進めました。その結果、ごみの大幅な削減を達成して、焼却工場の廃止や最終処分場の延命化といった成果を生み出すとともに、ごみ処理に伴って発生する温室効果ガスの削減を進めることができました。このごみ処理に伴う温室効果ガスは、ほとんどがごみの焼却によって発生します。

そこで、今回の計画ではG30を礎にして、分別・リサイクルはもちろんのこと、更なる環境負荷の低減を目指すため、3Rのうち最も環境にやさしいリデュース（発生抑制）に取り組むことにしました。



**車両の燃料消費など**

収集車の環境対策を進めることなどにより、CO<sub>2</sub>を削減します。

**ごみ発電でCO<sub>2</sub>削減**

生ごみの水切りで、燃やすごみの水分を減らせば、効率的な発電ができ、CO<sub>2</sub>を削減できます。

**ごみを燃やす**

燃やすごみを減らすこと、特にプラスチック製容器包装の焼却を減らすことで、CO<sub>2</sub>を削減できます。また、プラスチック製品のリサイクルの法整備を国に働きかけます。

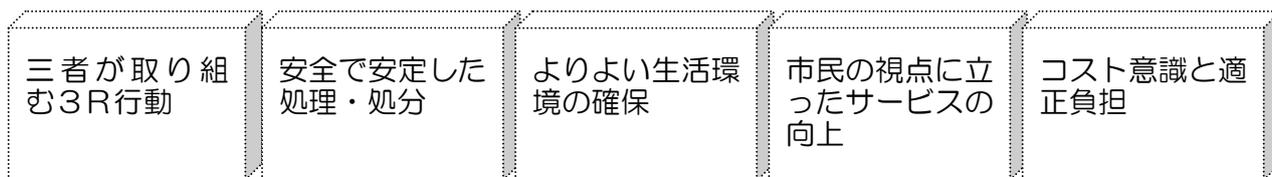
**CO<sub>2</sub>発生**

### 分別とリデュース（発生抑制）で、温室効果ガス削減にチャレンジ！

- ① プラスチック製容器包装とプラスチック製品をほぼ半減 ⇒ 温室効果ガス ▲14.6万 t-CO<sub>2</sub>削減
- ② 合成繊維をほぼ半減 ⇒ 温室効果ガス ▲2.3万 t-CO<sub>2</sub>削減
- ③ ごみ焼却量全体の削減 (92万 t → 70万 t) ⇒ 温室効果ガス ▲0.4万 t-CO<sub>2</sub>削減

服を長く大切に着たり、フリーマーケットを利用したりして、合成繊維の焼却を減らすことで、CO<sub>2</sub>を削減できます。

### 3 基本理念を支える5つの基本方向



#### 三者が取り組む3R行動

これまでの成果を持続・発展させるため、市民・事業者はライフスタイル・ビジネススタイルの転換を図り、自ら3R行動を実践します。また、行政は普及啓発や支援の仕組み等のより一層の充実を図り、市民・事業者の自主的な取組を促進するなど、三者が協働して資源が循環するまちを目指します。

これまでの成果を持続させ、更にステップアップを図るためには、市民・事業者が自ら3R行動を実践するとともに、行政が市民・事業者の自主的な行動を促すコーディネーターとしての役割を果たしていくことが重要です。これにより、更なる分別の徹底が図られ、リサイクルが推進されるとともに、次のステップであるリデュースの取組を効率的・効果的に進めることができます。

そこで、市民・事業者のごみ・環境問題に対する理解と関心を高め、自主的な3R行動を促進するため、情報提供や環境学習・普及啓発を積極的に実施するとともに、市民のライフスタイル、事業者のビジネススタイルの転換を目指したリデュースの取組や、家庭系ごみ・事業系ごみ対策における既存事業の評価・見直しのほか新規事業の検討を進めます。

さらに、資源集団回収の促進などを通じて、地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域・市民団体や事業者など各主体間の情報共有の場の構築など、自主的な取組を支援する仕組み作りを進めます。

#### 安全で安定した処理・処分

現有施設を計画的かつ効率的に管理するとともに、選択と集中による焼却工場や最終処分場等の施設整備を進め、全ての処理・処分過程において環境負荷の低減とコスト削減を実現しつつ、適正処理確保に向けた安全で安定した処理・処分体制を構築します。

3Rを進めてもなお残るごみについては、適正に処理する必要があります。既存焼却工場の老朽化への対応が求められ、また新規最終処分場の建設が進められている中、今後もコスト削減を図りながら、適切な施設整備を行うことで効率的な処理体制を構築します。

また、環境モデル都市として、全ての処理・処分過程において、温室効果ガス排出量の削減に努め、ごみ処理における環境負荷の低減を図ります。

今後も、安定した収集・運搬体制を構築するとともに、ごみの減量・リサイクルを進めながら、ごみ量の推移等を見極めつつ、焼却工場におけるエネルギー回収の向上、最終処分場の延命化など様々な課題について、技術開発の動向を注視しながら、将来を見据えて最適な手法を

選択するよう努めます。

## よりよい生活環境の確保

このまちで暮らしていて良かったと実感できるよう、地域の力を最大限に発揮した、清潔できれいなまちづくりを進めます。

廃棄物行政の基本は、衛生的で良好な生活環境の保全にあることから、3Rや適正処理の推進はもちろんのこと、清潔できれいなまちづくりを進めます。

そのため、地域と連携しながら、ポイ捨てや不法投棄の防止対策を実施するとともに、集積場所の改善などに取り組みます。

## 市民の視点に立ったサービスの向上

少子高齢社会の進展や市民ニーズの多様化に対応した取組を市民の視点で考え、できることからスピード感を持って進め、市民サービスの向上を図ります。

少子高齢社会の進展など社会構造の変化や、様々な生活スタイルやワークスタイルの出現により、多様化している市民ニーズの把握と課題の抽出を的確に行うため、市民の声を職員一人ひとりが正しく把握し、できることからスピード感を持って施策・事業に活かします。

中でも、全ての市民がごみ出しに困らず安心して暮らせるよう、ふれあい収集・粗大ごみ持ち出し収集・狭路収集の拡充を図るとともに、継続可能な仕組みの構築を検討します。

さらに、市民が気持ちよく集積場所を利用できるよう、集積場所の改善や転入者・外国人への普及啓発などに取り組むとともに、収集方法や常設の回収拠点の今後の在り方を検討します。

## コスト意識と適正負担

持続可能な財政運営のため、必要性や有効性に加え、コストを含めた総合的な判断のもと施策評価を行うとともに、全ての主体が適切な役割分担・費用負担を果たしつつ、市民・事業者の力を最大限に活かした施策展開を図ります。

少子高齢社会の進展や労働人口の減少により、現在以上に厳しい財政状況が見込まれることから、新規事業はもちろんのこと既存事業も含めて、施策の総合的な評価を行い、取捨選択を行うよう努めます。なお、事業実施に当たっては、市民・事業者・行政の三者が適切な役割を担い、費用を負担することが求められています。

中でも、最適な事業実施主体の検討や、新たなリサイクルに係る費用対効果の分析を行うとともに、状況に応じて受益者負担の考え方を導入した施策展開も考慮していきます。

## 4 市民・事業者・行政の役割

これまで、市民・事業者・行政の協働により大幅にごみが減るとともに、ごみ処理に伴って発生する温室効果ガスの削減など環境負荷の低減を図ることができました。今後は、これまでの取組を発展させ、ごみそのものを発生させにくい仕組み作りが必要です。

各主体は、現在担っている役割を引き続き果たしつつ、それぞれが担うべき役割を更に深化させ、美しい地球を未来の子供たちに引き継ぐために、持続可能なまちの実現を進める必要があります。

### (1) 市民

市民は、自らの行動とごみ・環境問題への理解と関心を持って、主体的に3R行動に取り組み、環境にやさしいライフスタイルを実践するとともに、互いに助け合い、連携しながら、ごみ減量・リサイクル・まちの美化活動を実践し、自らの手で生き生きと暮らせる地域づくりを進めます。

市民が、分別・リサイクルに取り組んだことにより、燃やすごみの量も大幅に減少してきましたが、リサイクルの次の段階として、より資源の消費が少なく、環境への負荷が低いリデュースやリユースの取組へのステップアップを図る必要があります。

そのために、市民は、継続して分別に取り組むとともにリデュース行動を実践するなど、日常のあらゆる場面において、環境にやさしいライフスタイルへの転換を図ります。

また、ごみ問題は日常生活に密接に関わる問題であり、地域コミュニティの力が効果的に発揮される分野であることから、少子高齢社会の進展といった社会構造の変化などにより、地域のふれあいが薄れてきたといわれる中で、分別をきっかけとして生まれた家庭や地域におけるつながりを深め、互いに助け合い、連携しながら、心豊かに生き生きと暮らせるまちを自らの手で育てていきます。

#### (具体的取組)

- ・自ら進んで環境配慮型製品を選択・購入します。
- ・ものを長く大切に使い、ごみになる不要なものを受け取りません。
- ・自分が出すごみの処理にコストがかかっていることを意識し、きちんと分別します。
- ・地域におけるごみ減量・リサイクル・まちの美化活動に積極的に参加し、担い手として活動します。

### (2) 事業者

事業者は、ごみの排出者として、また、製品の製造・流通に関わる者として、事業活動における全ての段階において、環境に配慮した取組を実践します。環境にやさしい製品等の生産・販売や、より環境負荷の低いサービスの提供に前向きに取り組み、市民が3R行動を選択できるよう積極的に情報を発信することで、環境と経済の好循環を生み出していきます。

事業系ごみについても大幅な減量が進み、大きな成果を上げていますが、ごみの排出者の普遍的な役割として、引き続きごみの分別・リサイクルの徹底と適正処理に努めます。

また、持続可能な社会の一翼を担う者として、ごみ処理に伴う環境負荷や社会的コストを

意識し、リサイクルの次の段階であるリデュースなどの環境活動が、ひいては経済活動の推進にもつながるような仕組みを市民・行政とともに考え、互いにメリットのある関係を構築していきます。

#### （具体的取組）

- ・引き続き、分別の徹底とリサイクルを積極的に進めるとともに、なお残るごみを適正に処理します。
- ・製品材料として再生資源を積極的に活用します。
- ・長持ちする製品の製造や容器包装の簡素化、修理体制の整備など、ごみを発生させない取組を進めます。
- ・拡大生産者責任の考え方にに基づき、自らが製造した製品やサービス提供に伴う物品の使用・廃棄時において、リユースやリサイクル、適正処理が行われるよう関心を払い、一定の役割を担います。
- ・市民が3R行動を選択できるよう、環境配慮型製品の情報提供を積極的に行います。

### （3）行政

行政は、情報提供や環境学習・普及啓発を推進して、市民・事業者のごみ・環境問題に対する関心と具体的な行動をより一層呼び起こすとともに、市民・事業者の意欲が実を結ぶよう、引き続き3Rの仕組み作りを担います。

また、将来に過大な負担を残さないよう、ごみ処理の全ての段階において、適正処理の確保はもとより、環境負荷の低減とコスト削減の最適な着地点を見定め、市民・事業者と協働して、持続可能なまちの実現に取り組みます。

厳しい財政事情の中、個々の事業についての必要性や有効性、コストなどを勘案したうえで見直しを図るとともに、必要な事業は強化・継続したうえで、市民・事業者が参加できる3Rの仕組み作りを担います。

また、リサイクルの次の段階であるリデュースの取組を更に広げて、社会への定着を図るためには、市民・事業者の自主的な活動を促進する必要があることから、行政は、それらの取組を支える役割を担います。とりわけ、市民・事業者のごみ・環境問題に対する関心と呼び起こし、理解を深め、3R行動の実践につなげるため、ごみ・環境情報を積極的に提供します。

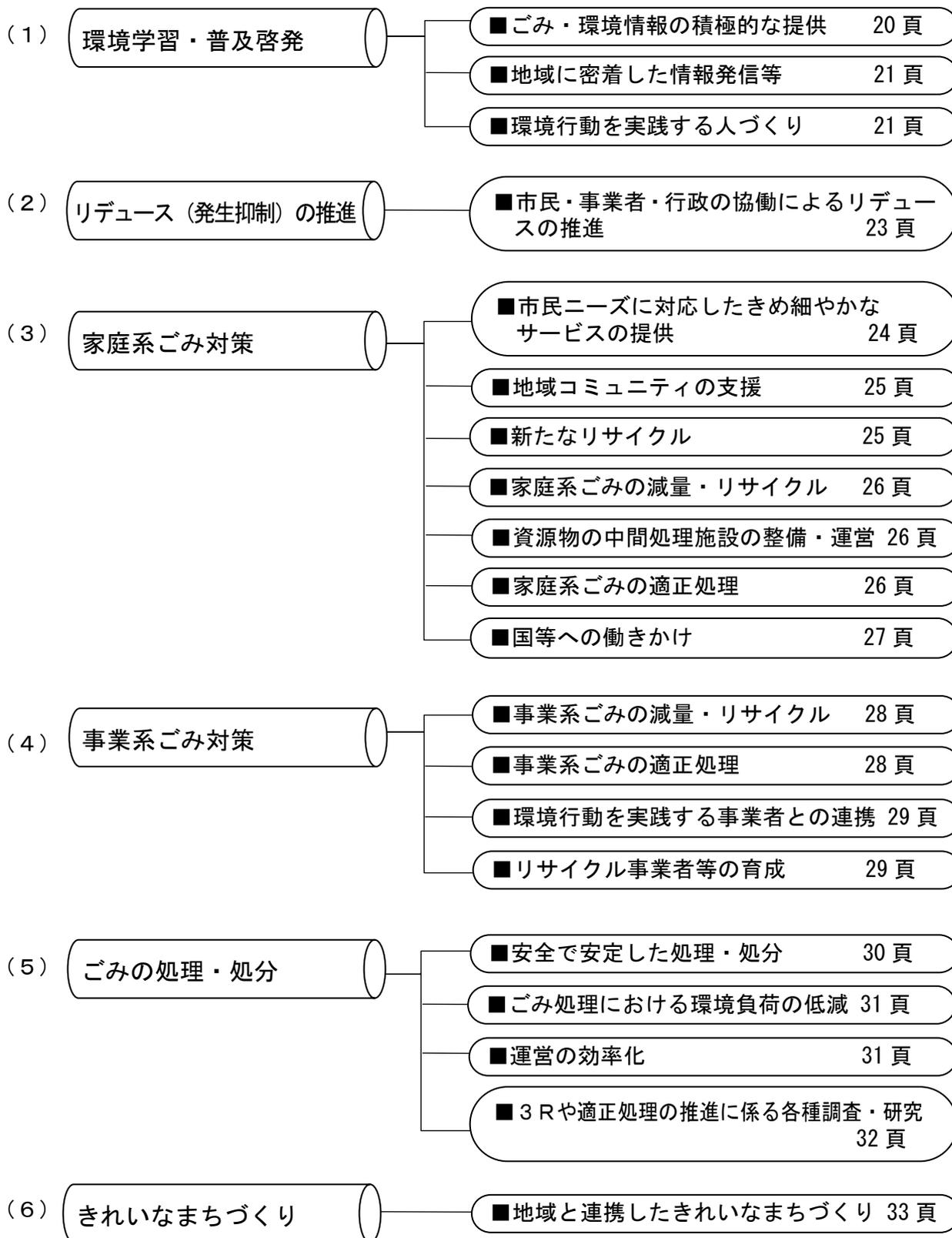
そして、3Rを推進してもなお残るごみは、安全かつ安定的に処理し、市民・事業者に適切なごみ処理サービスを提供するという行政としての役割を果たしていきます。

#### （具体的取組）

- ・市民・事業者が参加できる3Rの仕組みを作ります。
- ・市民・事業者の自主的な活動を支えるため、情報提供や環境学習・普及啓発を推進します。
- ・地域・市民団体や事業者が、3Rとりわけリデュースに向けた最適な手法を共有するためのプラットフォーム（共通の土台・基盤、情報交換の場）作りを進めます。
- ・3Rを推進してもなお残るごみを適正に処理するための体制を確保します。
- ・ごみ処理の全ての段階において、温室効果ガス排出量の削減など、できる限りの環境負荷の低減に努めます。

## 5 基本計画で取り組む具体的施策

### [施策体系]



※ 本章では、基本計画で取り組む施策の体系を整理するとともに、計画を着実に推進するため、また、本市の総合計画である中期4か年計画との整合を図るため、中期4か年計画の計画期間内（平成22～25年度）に実施すべき具体的な取組を示します。

(1) 環境学習・普及啓発

<主な施策の行程表>

	H22	H25	H37
<b>■ごみ・環境情報の積極的な提供</b>			
効果的な広報・啓発活動	新たなロゴ等の決定		
	推進		→
事務所・工場の啓発機能の充実・強化	推進		→
転入者・外国人・高齢者への情報提供	推進		→
<b>■地域に密着した情報発信等</b>	推進		→
リサイクル施設の見直し	見直し	→	
<b>■環境行動を実践する人づくり</b>			
環境学習・普及啓発の充実・強化	推進		→
出前講座の対象の拡充、内容の充実	推進		→
市民の具体的な行動目標の設定とPR	目標設定 → 推進		→
地域人材を中心とした新たな推進体制の確立	推進体制確立		→
	推進		→

**■ごみ・環境情報の積極的な提供**

3R行動をはじめとする環境行動や環境に配慮した事業活動を、市民・事業者の間に定着させるため、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、環境行動を呼びかける機会を拡充するとともに、市民・事業者が自らの行動に意義を見出してもらえるよう、環境負荷低減効果やごみ処理にかかる費用など、統計や分析に基づくデータを適宜分かりやすく提供します。

また、発信する情報としては、ごみの分け方・出し方はもちろんのこと、リデュースの取組を重点的に取り上げるとともに、対象者のニーズにあわせて、必要な情報を分かりやすく手に取りやすい形で提供するなど、市民・事業者の環境意識の向上を図ります。

項目	平成 22~25 年度に取り組む施策・事業
・様々な機会や媒体を活用した効果的な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスコットキャラクターやキャッチコピー・ロゴ等を活用した広報・啓発活動の実施</li> <li>・事務所・工場による出前講座の対象の拡充、内容の充実</li> <li>・情報発信・環境学習の拠点としての事務所機能の充実・強化</li> <li>・工場見学の更なる改善、啓発コーナーの拡充等工場の啓発機能の充実・強化</li> <li>・地域のイベントへの出展、事務所・工場主催イベントでの情報提供</li> <li>・店頭啓発、駅頭キャンペーン、早朝啓発の実施</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページの開設やメールマガジンの配信などリデュースの啓発強化</li> <li>・生ごみの水切り等に関する情報提供の充実</li> <li>・収集車両を活用した効果的な情報提供</li> <li>・民間の広報媒体の活用</li> </ul>
・統計や分析に基づく正確で分かりやすい情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス削減効果等の啓発拠点等での情報提供</li> <li>・組成や3Rの効果など分析に基づくデータの啓発拠点等での情報提供</li> <li>・一般廃棄物会計基準に基づくごみ処理原価計算の導入検討とごみ処理費用に係る情報提供の実施</li> </ul>
・転入者・外国人への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転入者向け分別相談窓口の充実・強化</li> <li>・外国人向けパンフレット（9か国語対応）の作成・配布</li> <li>・国際交流ラウンジ等外国人コミュニティでの出前講座の実施</li> <li>・大学生や市民ボランティアと連携した外国人への普及啓発</li> </ul>
・高齢者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者向け広報紙の作成・配布</li> <li>・高齢者を対象にした出前講座の実施</li> </ul>
・事業者に対する情報提供・研修会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ等による事業者への情報提供の実施</li> <li>・大規模事業所の廃棄物管理責任者を対象にした研修会の実施</li> <li>・各種業界団体や学校などへの出前講座の実施</li> </ul>

### ■地域に密着した情報発信等

市民に確実に情報を届けられるよう、身近な場所での情報提供を充実します。事務所・工場が、地域への情報発信の場、環境学習の拠点として活発に利用されるよう、職員力を発揮して創意工夫を重ねながら、身近な場所で楽しく分かる・見えるを目標に、啓発機能の充実・強化を図ります。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
・地域に密着した情報発信等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所・工場による出前講座の対象の拡充、内容の充実（再）</li> <li>・情報発信・環境学習の拠点としての事務所機能の充実・強化(再)</li> <li>・工場見学の更なる改善、啓発コーナーの拡充等工場の啓発機能の充実・強化(再)</li> <li>・店頭啓発、駅頭キャンペーン、早朝啓発の実施(再)</li> <li>・リサイクル施設の見直し</li> </ul>

### ■環境行動を実践する人づくり

普及啓発や環境学習施策の実施体系を整理して、地球環境問題など新たな視点も踏まえた内容に更新するなど、更に効率的・効果的なものへと改善を図ります。出前講座には、ごみ問題や地球環境問題などの多様なメニューを用意し、地域や学校での積極的な活用を図ります。

また、市民の自主的・自発的な取組を促進するため、一人ひとりの意欲や生活の実情に

応じて各自で選択できる3R行動の目標を設定し、周知を図ります。

さらに、地域との連携をより一層強化するため、地域人材を中心に、ごみ減量・リサイクルのための新たな推進体制を確立し、市民の意欲が実を結ぶよう環境整備を図ります。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境学習・普及啓発の充実・強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発や環境学習施策の整理と充実・強化</li> <li>・市民ニーズを踏まえた環境学習ホームページへの改善</li> <li>・新たな視点の検討など環境副読本の内容の改善</li> <li>・事務所・工場による出前講座の対象の拡充、内容の充実(再)</li> <li>・情報発信・環境学習の拠点としての事務所機能の充実・強化(再)</li> <li>・工場見学の更なる改善、啓発コーナーの拡充等工場の啓発機能の充実・強化(再)</li> <li>・国際交流ラウンジ等外国人コミュニティでの出前講座の実施(再)</li> <li>・高齢者を対象にした出前講座の実施(再)</li> <li>・最終処分場の見学受入の推進</li> <li>・学校における環境学習の取組への支援</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な行動目標の設定とPR</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の具体的な行動目標の設定とPR</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域人材を中心とした新たな推進体制の確立</li> <li>・3R行動の推進者に対する表彰の実施</li> <li>・店頭啓発、駅頭キャンペーン、早朝啓発の実施(再)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内における新たな推進体制の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市・区G30推進本部会議に替わる新たな推進体制の確立</li> </ul>

## (2) リデュース（発生抑制）の推進

### <主な施策の行程表>

	H22	H25	H37
■市民・事業者・行政の協働によるリデュースの推進			
横浜ならではのリデュースモデルの構築	共同アピール発表 推進 →		

#### ■市民・事業者・行政の協働によるリデュースの推進

ごみとなるものを生み出さないリデュースは、3Rの中で最も優先すべきものであり、市民のライフスタイル・事業者のビジネススタイルの転換を進めることが重要です。地域・市民団体や事業者などの各主体間がアイデアを提案・共有する場として、「ヨコハマ<sup>リデュース</sup>Rひろば」を設置し、さらに、具体的な取組への発展を目指して、横浜ならではのリデュースモデルを構築します。

また、事業者に対して、より環境負荷の低い製品等の生産・販売及びサービスの提供と、それらの情報発信を積極的に行うよう、様々な方法により働きかけます。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
・横浜ならではのリデュースモデルの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チャレンジ・ザ・リデュース共同アピールの発表</li> <li>・リデュースの推進組織（「ヨコハマ<sup>リデュース</sup>Rひろば」）の設置と運営</li> <li>・ホームページの開設やメールマガジンの配信などリデュースの啓発強化(再)</li> <li>・G30エコパートナー協定の「ヨコハマ<sup>リデュース</sup>Rひろば」への移行とリニューアル</li> </ul>
・具体的取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント等におけるリユース食器の利用促進</li> <li>・容器包装類の削減の推進</li> <li>・食べ残しの削減や生ごみの水切りの推進</li> <li>・リデュース行動推進に向けたシンポジウムやイベントの開催</li> <li>・マイバッグ、マイ箸、マイボトル、マイカップの利用拡大</li> </ul>

(3) 家庭系ごみ対策

＜主な施策の行程表＞

………▶ 点線矢印は状況に応じて実施

	H22	H25	H37
<b>■市民ニーズに対応したきめ細やかなサービスの提供</b>			
ふれあい収集等の推進	推進	→	→
定時収集の検討・実施	検討	→	……… 実施 ……
戸別収集の検討	検討	→	→
<b>■地域コミュニティの支援</b>			
事務所機能の充実・強化	推進	→	→
集積場所改善の取組の強化	推進	→	→
資源集団回収	推進	→	→
<b>■新たなリサイクル</b>			
新たな生ごみリサイクル	実証実験	→ 拡大検討・本格実施	………▶
希少金属（レアメタル）含有製品の回収の検討	検討	→ 実施	………▶
せん定枝等のリサイクルの検討	検討	→	……… 実施 ……▶
<b>■家庭系ごみの減量・リサイクル</b>			
分別の徹底	推進	→	→
分別収集品目の確実なリサイクル	推進	→	→
ごみ処理費用の適正化	調査・検討・実施	→	→
<b>■資源物の中間処理施設の整備・運営</b>	整備・運営	→	→
<b>■家庭系ごみの適正処理</b>	推進	→	→
<b>■国等への働きかけ</b>	推進	→	→

**■市民ニーズに対応したきめ細やかなサービスの提供**

日々の暮らしに密接に関係するごみ出しについて、少子高齢社会の進展など社会構造の変化や多様化している市民ニーズに応えつつ、持続可能な新たな仕組みの構築に取り組みます。

ふれあい収集・粗大ごみ持ち出し収集・狭路収集について、きめ細やかな対応を行うとともに、定時収集や戸別収集など新たな取組についても検討・実施します。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
・少子高齢社会の進展への対応	・ふれあい収集の拡充及び新たなサービス提供の検討 ・粗大ごみ持ち出し収集の拡充
・市民ニーズに対応した収集・回収方法の検討・実施	・狭路収集のエリアの拡大 ・定時収集の検討・実施 ・資源回収ボックスの適正配置の検討・実施 ・事務所のセンターリサイクルにおける資源物回収の実施 ・粗大ごみ携帯端末（モバイル）受付システムの検討 ・戸別収集の検討

### ■地域コミュニティの支援

社会構造の変化やライフスタイルの多様化などにより、地域のふれあいが薄れてきたといわれる中、ごみ問題は日常生活に密接に関わる問題であり、地域コミュニティの力が効果的に発揮される分野といえます。

そこで、地域コミュニティの支援の一環として、また、ごみ減量・リサイクルに対する市民の自主的・自発的な取組を促進するため、市民がごみに関して気軽に相談できる総合的な窓口を各事務所に設置します。また、分別の徹底していない集合住宅への分別啓発を実施するとともに、通りがかりの不法投棄防止のため、問題となっている集積場所の移動・分散を地域に働きかけるなど、集積場所問題の解決を支援します。

さらに、市民による自主的なリサイクル活動を促進するとともに、地域コミュニティの活性化に資するよう、行政回収から資源集団回収への切替を進めます。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
・地域コミュニティの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の相談・啓発窓口としての事務所機能の充実・強化</li> <li>・集中的な啓発・指導等による集積場所改善の取組強化</li> <li>・集合住宅に対する継続的な分別啓発の実施</li> <li>・資源集団回収の未実施地域への働きかけ（資源集団回収による古紙回収率 100%）</li> <li>・区や事務所の広報紙やホームページを活用した地域の 3 R 活動の広報</li> </ul>

### ■新たなリサイクル

新たな分別・リサイクルの実施に当たっては、費用とのバランスを見ながら、その時点で、環境負荷の低減に最適な手法を選択するよう努めます。

燃やすごみに含まれるバイオマスの有効活用の方策として、生ごみのリサイクルを推進するとともに、希少金属（レアメタル）含有製品の効率的な回収・リサイクル手法を検討し、実施します。

また、未分別品目であるせん定枝、廃食用油、プラスチック製品、陶磁器くず等について、費用対効果の観点から、最適な処理主体・処理手法を検討します。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
・新たな生ごみリサイクル	・バイオガス化実証実験の検証と今後の在り方の検討
・希少金属（レアメタル）含有製品の回収の検討	・効率的な回収・リサイクル手法の検討・実施
・せん定枝のリサイクルの検討	・民間施設を活用したリサイクルの検討
・廃食用油の拠点回収の検討	・拠点回収の実施
・プラスチック製品のリサイクルの検討	・他都市調査・リサイクル手法調査の実施
・陶磁器くずのリサイクルの検討	・他都市調査・リサイクル手法調査の実施

■家庭系ごみの減量・リサイクル

家庭系ごみの減量・リサイクルの推進に資するよう、既存施策の必要性や有効性などを勘案したうえで、適宜見直しを図ります。分別収集した資源物は、費用対効果の観点から、最も望ましい手法で確実にリサイクルします。

その他の紙やプラスチック製容器包装など、燃やすごみに依然として含まれる資源物については、より一層の分別の徹底を進め、最終処分場の延命化を図ります。

なお、ごみ処理費用の適正負担の在り方について、ごみ処理にかかる費用と本市の財政状況、ごみ量の推移と他都市の動向を注視しながら、市民負担の公平性の確保とリデュースの推進などの観点から、長期的視野に立って家庭ごみの有料化を検討します。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
・分別の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別状況の悪い集積場所の集中的な調査・指導</li> <li>・分別説明会の開催、ポスターの掲示や各世帯への回覧、集積場所での啓発・指導の強化</li> <li>・その他の紙やプラスチック製容器包装に関する分かりやすいチラシの作成・配布</li> </ul>
・分別収集品目の確実なリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最も望ましいリサイクル手法の検討とリサイクルの確実な実施</li> <li>・リサイクル事業者に対する履行確認の実施</li> </ul>
・各家庭における生ごみの減量・リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみコンポスト容器及び電気式生ごみ処理機の購入助成の実施</li> </ul>
・環境行動を呼びかける機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページの開設やメールマガジンの配信などリデュースの啓発強化(再)</li> <li>・生ごみの水切り等に関する情報提供の充実(再)</li> <li>・リサイクル状況に関する情報提供の実施</li> </ul>
・ごみ処理費用の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他都市調査の実施など家庭ごみ有料化の検討</li> <li>・粗大ごみ処理手数料の見直しの検討</li> </ul>

■資源物の中間処理施設の整備・運営

安定的なリサイクルの推進を図るため、老朽化する缶・びん・ペットボトルの中間処理施設の整備・運営を進めます。

また、施設の改修にあわせ、分別収集方式についても再度検討し、効率的かつ安定した分別・リサイクル体制の確立を進めます。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
・資源物の中間処理施設の整備・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源物の中間処理施設の整備と適正な管理運営</li> </ul>

■家庭系ごみの適正処理

高齢社会の進展により、在宅医療廃棄物が増加しており、収集業務等に支障をきたしていることから、薬局や病院等の医療機関の協力による自主回収を推進します。

また、本市の施設で適正な処理が困難な消火器やバッテリーなどの排出禁止物について

は、販売店等の協力による店頭回収を推進します。これらの徹底を図るため、市民への情報提供を積極的に行うとともに、適正処理推進の働きかけを関係事業者に行うこととあわせ、法に基づく制度化を国に求めていきます。

さらに、法令ではスプリングマットレスなどを適正処理困難物に指定し、製造業者等にその適正処理の協力を求めることができるとされていますが、十分な対応が図られていない状況にあります。このため、事業者への働きかけを行うとともに、実効性のある制度となるよう、国に働きかけていきます。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
・事業者回収の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療廃棄物の自主回収の拡大に向けた医療機関等への働きかけと市民への周知</li> <li>・排出禁止物の事業者回収について、市民に対する周知の徹底</li> <li>・適正処理困難物の事業者回収の法整備に向けた働きかけ</li> </ul>

### ■国等への働きかけ

循環型社会の実現に向け、拡大生産者責任の考え方にに基づき、環境にやさしい素材選択や、市民の視点に立った分別しやすい製品設計などを促進するため、事業者による回収・リサイクル制度を確立するよう国に働きかけます。

中でも、プラスチック製品がリサイクルの対象にならない現行の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）の仕組みは分かりづらいことから、分別する市民の視点に立ち、法の抜本的改正を国に働きかけ、プラスチック類全体のリサイクルの実現を目指します。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
・国等への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック製品のリサイクルの法整備の働きかけ</li> <li>・容器包装リサイクル制度の市町村と事業者の役割分担の見直し</li> <li>・希少金属（レアメタル）含有製品の回収・リサイクルの法制度化の働きかけ</li> <li>・在宅医療廃棄物の自主回収の拡大に向けた医療機関等への働きかけ(再)</li> <li>・適正処理困難物の事業者回収の法整備に向けた働きかけ(再)</li> <li>・前払い方式の導入や品目拡大など関係機関に対する家電リサイクル制度の見直しの働きかけ</li> <li>・放置自動車の撤去にかかる費用負担軽減の働きかけ</li> </ul>

(4) 事業系ごみ対策

<主な施策の行程表>

	H22	H25	H37
<b>■事業系ごみの減量・リサイクル</b>			
食品廃棄物のリデュース・リサイクルの促進	実態調査 推進		→
せん定枝のリサイクルルートへの誘導	推進		→
処理手数料見直しの検討	調査・検討・実施		→
<b>■事業系ごみの適正処理</b>			
分別指導の徹底	推進		→
<b>■環境行動を実践する事業者との連携</b>			
優良事業者表彰	推進	→ 拡大実施	→
<b>■リサイクル事業者等の育成</b>	推進		→

**■事業系ごみの減量・リサイクル**

事業者に対して、責任ある社会の一員として、自らの排出するごみの減量・リサイクルを確実に行うよう、様々な方法により働きかけることとし、特に、事業系の燃やすごみに依然として含まれる食品廃棄物、せん定枝などのリデュース・リサイクルを促進します。

また、市役所ごみゼロを引き続き推進し、排出事業者として率先してごみの減量・リサイクルに取り組み、全ての職員が分別・ごみ減量に関する知識を共有して業務を遂行します。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
・事業系ごみの減量・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品廃棄物のリデュース・リサイクルの促進</li> <li>・食品廃棄物の多量排出事業所の実態調査</li> <li>・せん定枝のリサイクルルートへの誘導</li> <li>・グリーンコンポスト施設の在り方の検討</li> </ul>
・市役所ごみゼロの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通ルールの周知と 3 R ・適正処理の徹底</li> </ul>
・処理手数料の見直しの検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物処理手数料の見直し検討</li> </ul>

**■事業系ごみの適正処理**

事業所から排出される廃棄物については、産業廃棄物も含めた総合的な適正処理の指導が重要であり、「第 6 次産業廃棄物処理指導計画」との整合を図りつつ、一般廃棄物と産業廃棄物指導の連携による適正処理や減量・リサイクルなどを一体的に進めます。

また、焼却工場での厳格な搬入物検査・指導を継続するとともに、事業所立入調査による適正処理指導、リサイクルに関する情報提供や講習会の開催等の普及啓発を通じた分別の徹底やリサイクルへの誘導を図ります。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
・事業系ごみの適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却工場での搬入物検査による分別指導の徹底</li> <li>・事業者を対象とした講習会の実施</li> <li>・中小事業所も含めた立入調査等による個別指導の徹底</li> </ul>

**■環境行動を実践する事業者との連携**

事業者のごみ減量・リサイクルに対する自主的な取組を活発化させることとし、事業者の意欲の継続と向上につなげるためにより効果的な支援の在り方を検討します。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
・優良事業者表彰	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模事業者に加えて、中小事業所や各種団体も視野に入れた表彰制度の検討</li> <li>・ホームページなどを活用した事業者の取組の紹介</li> </ul>

**■リサイクル事業者等の育成**

排出事業者に対する相談・啓発・指導を通じて、事業系ごみの民間のリサイクル施設の利用促進を図り、リサイクル事業者等の育成につなげます。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
・相談・啓発・指導を通じたり リサイクル事業者等の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出事業者に対する定期的な情報提供</li> <li>・多量排出事業者に対する個別的な働きかけ</li> <li>・排出事業者に対するリサイクル施設に関する情報の発信</li> <li>・リサイクル施設への定期的な立入調査と指導</li> </ul>

(5) ごみの処理・処分

<主な施策の行程表>

……▶ 点線矢印は状況に応じて実施

	H22	H25	H37
<b>■安全で安定した処理・処分</b>			
(処理施設等の整備計画)			
都筑工場の改修	耐震補強 →		長寿命化 →
既存工場の改修			長寿命化 →
既存工場の大規模改修			大規模改修……▶
神明台処分地	埋立終了		
南本牧最終処分場 (第2ブロック)	延命化 →		埋立終了
南本牧最終処分場 (第5ブロック)	整備 →		開設
焼却灰の有効利用	推進 →		→
<b>■ごみ処理における環境負荷の低減</b>			
省エネルギー化の推進	推進 →		→
電動収集車の導入	検討 →		……▶ 本格導入 ……▶
<b>■運営の効率化</b>			
資源物収集運搬業務委託	一部実施 →	拡大検討	……▶ 全区実施 ……▶
ごみ発電エネルギーの安定供給等	推進 →		→
<b>■3Rや適正処理の推進に係る各種調査・研究</b>	推進 →		→

**■安全で安定した処理・処分**

市民から信頼されるごみの処理・処分を行うため、温室効果ガス排出量の削減や環境負荷の低減、コスト削減などに配慮しながら、適切な施設整備、運営を行うことで、安全・安定で効率的な処理体制を構築します。

そこで、老朽化する焼却工場の長寿命化を図るとともに、プラント更新等が必要となる工場については、ごみ量等を考慮したうえで必要な処理能力や埋立量の削減に資する新技術の導入可能性等を勘案しながら検討を進め、将来にわたって安定して効率的な処理体制の構築を目指します。

また、周辺に配慮した環境負荷の少ない埋立処分を行うため、既存最終処分場の運営に万全を期すとともに、埋立てが終了した最終処分場の適正管理に努めます。あわせて、限りある既存最終処分場をできるだけ長く有効に使用するため、更なるごみの減量・リサイクルを進めるとともに、残余容量や財政状況等を考慮しつつ、焼却灰の有効利用を検討・実施します。そのうえで、将来にわたって安定した埋立処分体制を確保するため、引き続き、南本牧ふ頭第5ブロックに新規最終処分場の整備を進めます。

さらに、市民が安心して暮らせるように、災害時に備えたごみ処理体制を確保します。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
・安全で安定した焼却処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存工場の長寿命化の検討</li> <li>・既存工場の大規模改修の必要性の検討</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分場の適正な管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定性・効率性を考慮した適切な施設配置の在り方の検討</li> <li>埋立物の飛散防止対策や浸出水の高度処理など環境保全対策の推進</li> <li>最終処分場周辺の環境調査の実施と結果の公表</li> <li>埋立てを終了した最終処分場の暫定利用の検討及び推進</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>南本牧最終処分場（第2ブロック）の延命化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>南本牧第2ブロックの延命化に向けた取組の実施</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>南本牧最終処分場（第5ブロック）の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>南本牧第5ブロックの整備</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分場延命化のための焼却灰の有効利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金沢工場灰溶融施設での焼却灰溶融スラグ化等の実施</li> <li>民間施設での処理委託による焼却灰リサイクルの実施</li> <li>焼却灰の新たなリサイクル手法の検討</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に備えたごみ処理体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都筑工場耐震補強工事の実施</li> <li>災害時に備えたごみ処理体制の確保</li> </ul>

### ■ごみ処理における環境負荷の低減

環境負荷の低減に資するため、ごみ発電の効率化や環境対応の収集車両の導入など、ごみ処理の全ての段階において、より一層の温室効果ガス排出量の削減を進めます。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ発電の効率化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な工場運転計画の立案とごみの搬入調整の実施</li> <li>省エネルギー化の推進</li> <li>生ごみの水切り等に関する情報提供の充実(再)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>収集車両の環境対策の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収集作業時の温室効果ガス削減及び騒音低減に資する電動（架装）収集車の試験的導入</li> <li>温室効果ガス排出量が多い収集車の段階的廃止</li> <li>許可業者に対する環境対策車両導入促進補助制度の情報提供</li> </ul>

### ■運営の効率化

廃棄物行政においても、効率的・効果的な事業執行が求められており、適正処理を確保しつつ、効率的な体制を検討・実施していきます。

資源物の収集・運搬業務については、委託拡大に向け、検討・実施します。

焼却工場については、燃やすごみが減少する中で、より効率的なごみ発電を行い、できる限り売電収入の確保に努めるとともに、より効率的な運転管理体制の構築を検討・実施します。プラント更新等に当たっては、ごみ量の推移を見極め、配置や規模、処理方法等を検討し、必要な能力を確保しつつ、ごみの焼却や収集・運搬における効率性の確保、環境負荷の低減などを進めます。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>資源物収集運搬業務委託の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチック製容器包装の委託実施</li> <li>缶・びん・ペットボトルの委託の拡大検討・実施</li> </ul>

・ごみ発電エネルギーの安定供給と売電収入の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な工場運転計画の立案とごみの搬入調整の実施(再)</li> <li>売電単価の高い時間帯での発電量増加対策の実施</li> <li>競争入札の活用による売電収入の確保</li> </ul>
・工場の運営管理の効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の技術向上による運転操作業務の効率化</li> </ul>
・最終処分場の運営管理の効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的な運営管理の検討</li> </ul>
・みなとみらい21地区管路収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の方向性の最終的な判断</li> </ul>

### ■ 3Rや適正処理の推進に係る各種調査・研究

3Rや適正処理の推進のため、環境調査を実施するとともに、市民にごみ・環境問題がより身近に感じられるよう、環境負荷低減効果やコスト削減効果に関する分かりやすい評価指標を導入し、施策・事業の効果測定を行います。

また、新たなリサイクル技術や処理・処分技術に関する調査・研究を継続して実施します。

項目	平成 22～25 年度に取り組む施策・事業
・工場や最終処分場の適正な維持管理に資する環境調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種法令等に基づく適切な環境調査の実施</li> </ul>
・ごみ組成調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策効果の把握・検証等に資するごみ組成調査の実施</li> </ul>
・施策・事業の効果測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス削減効果等の推計</li> <li>環境負荷低減効果やコスト削減効果に関する分かりやすい評価指標の検討</li> </ul>
・リサイクル技術、処理・処分技術の調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみやせん定枝・草、焼却灰等に関する新たなリサイクル技術や処理・処分技術の調査・研究と開発</li> </ul>

(6) きれいなまちづくり

<主な施策の行程表>

	H22	H25	H37
<b>■地域と連携したきれいなまちづくり</b>			
「ポイ捨て・喫煙禁止条例」の周知・啓発活動の推進	推進	→	
喫煙禁止地区の検証と今後の在り方の検討	検討	→	
地域と連携したきれいなまちづくり	推進	→	

**■地域と連携したきれいなまちづくり**

市民が自分たちのまちに誇りと愛着を持てるよう、地域と一体となって、きれいなまちづくりを推進します。ごみ出しルールの浸透を図るとともに、ポイ捨てや不法投棄防止の取組、集積場所の改善を進めます。

項目	平成 22~25 年度に取り組む施策・事業
・クリーンタウン横浜事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ポイ捨て・喫煙禁止条例」の周知・啓発活動の推進</li> <li>・喫煙禁止地区の取組の実施状況及び効果の検証</li> <li>・喫煙禁止地区の効果的かつ継続可能な運用方法の構築</li> </ul>
・美化推進員活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所と収集事務所の連携による美化対策の推進</li> <li>・美化推進員による啓発・指導活動の推進</li> </ul>
・地域と連携したきれいなまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に合った自主的な美化活動の支援</li> <li>・不法投棄多発地域の監視強化</li> <li>・集中的な啓発・指導等による集積場所改善の取組強化(再)</li> </ul>
・各種法制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前払い方式の導入や品目拡大など関係機関に対する家電リサイクル制度の見直しの働きかけ(再)</li> <li>・国に対し放置自動車の撤去にかかる費用負担軽減の働きかけ(再)</li> </ul>

## <し尿等処理基本計画>

## ＜し尿等処理基本計画＞

### 1 基本理念

下水道認可区域外や地形的な問題等で下水道に接続できない世帯・事業所等の汲み取り便所及び浄化槽等について、安定的なし尿及び浄化槽等汚泥の処理を行います。

また、災害時に地域防災拠点に設置される仮設便所について、衛生的かつ迅速なし尿収集の実施に必要な体制を整えます。

### 2 計画目標等

#### (1) 計画期間

本計画の期間は、平成 22 年度（2010 年度）から平成 37 年度（2025 年度）までとします。

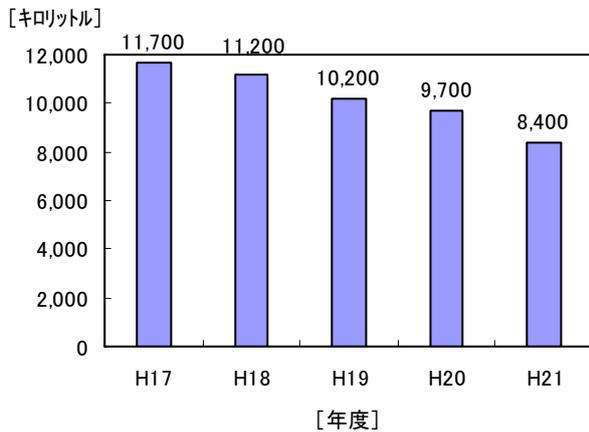
また、本計画は、概ね 5 年を目途として改定するほか、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

#### (2) 処理量の将来見通し

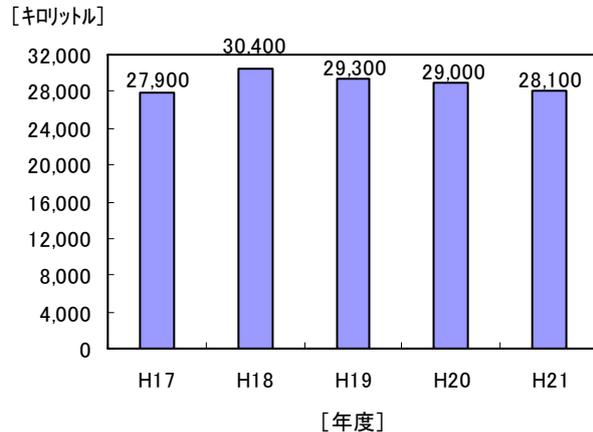
し尿処理量は減少傾向にあります（図1）、常設の汲み取り便所は、下水道認可区域内では減少する一方、認可区域外では現状どおり推移する見込みです。また、工事現場等の仮設便所は、景気動向等により変動すると考えられます。

浄化槽等汚泥処理量も減少傾向にあり（図2）、浄化槽汚泥は、下水道認可区域内では減少、認可区域外では横ばいの見込みです。また、全処理量の 1 割を占める地下排水槽汚泥及びディスポーザ排水処理システム汚泥は当面横ばいで推移すると見込まれますが、将来的にはディスポーザ排水処理システムの普及に伴い増加も予想されます。

【図 1 し尿処理量の推移】



【図 2 浄化槽等汚泥処理量の推移】



#### (3) 処理施設の整備計画

収集運搬されたし尿・浄化槽等汚泥は、磯子検認所で前処理を行ったあと、下水処理施設に圧送しています。磯子検認所の安定的稼働を図るため、必要に応じて延命化、更新を検討していきます。

### 3 基本計画で取り組む具体的施策

#### (1) し尿処理

引き続き、概ね月 2 回を前提とした収集を行うことにより、衛生的な処理を図ります。

また、仮設便所については、利用者の申請に応じて迅速に収集を行います。

なお、現在は事業活動に伴う仮設便所について有料で収集していますが、下水道処理区域になって3年以上経過しても下水道に接続されない世帯・事業所等の汲み取り便所については無料で収集しています。このため、下水道処理区域の汲み取り便所について適正な受益者負担の在り方を検討していきます。

## （２）浄化槽維持管理

浄化槽の設置及び維持管理が適正に行われるよう、浄化槽設置者及び浄化槽管理者に対して必要な指導を行うほか、大型浄化槽の水質検査等を実施します。また、浄化槽清掃業許可業者による清掃の実施及び発生汚泥の適正な処理を図ります。

## （３）災害時のし尿対策

災害時は、地域防災拠点に設置された多数の仮設便所から衛生的かつ迅速にし尿を収集し、水再生センターへ運搬する必要があります。このため、し尿処理量は減少傾向にありますが、災害時に適切な対応が行えるよう、必要な体制を整備していきます。

また、地域の防災訓練等に積極的に参加し、災害時のし尿対策について情報提供や普及啓発を行います。

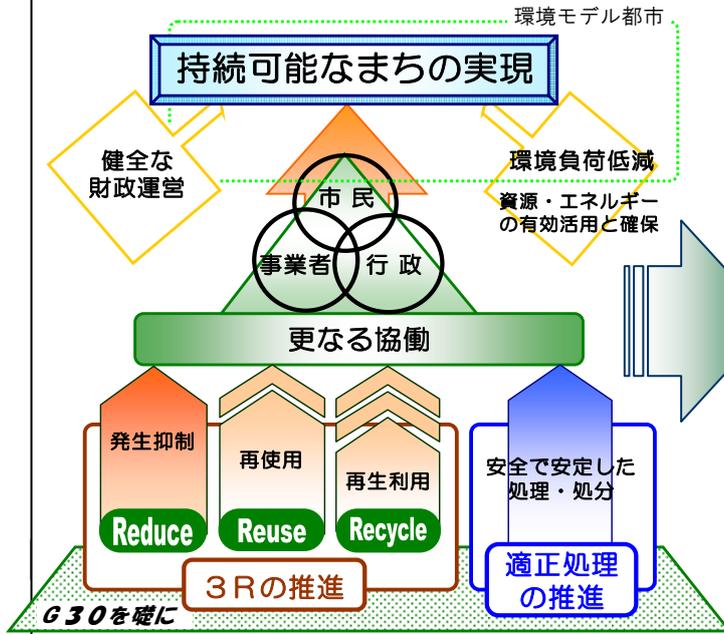


## <資料編>

1 横浜市一般廃棄物処理基本計画<ごみ処理基本計画編>の概要

基本理念

市民・事業者・行政が更なる協働のもと、3Rを推進するとともに、なお残るごみを適正に処理することで、限りある資源・エネルギーの有効活用と確保に努め、環境モデル都市として、環境負荷の低減と健全な財政運営が両立した持続可能なまちを目指します。



横浜の未来

(廃棄物行政における将来ビジョン)

- 誰もが3R行動を実践する環境配慮型のライフスタイル・ビジネススタイルが定着している。
- より環境負荷の少ないごみ処理システムが構築されている。
- 清潔できれいなまちが実現している。
- 全ての市民がごみのことで困らない住みよいまちが実現している。

計画期間

平成 22 (2010) 年度～平成 37 (2025) 年度

計画目標

ごみ減量から始めよう脱温暖化

CO<sub>2</sub>削減

ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスを平成 37 (2025) 年度までに平成 21 (2009) 年度比で 50%以上 (約 14 万トン-CO<sub>2</sub>) 削減します。

▲50%以上

<平成 25 年度の達成目標>

平成 21 年度比で 10%以上 (約 3 万トン-CO<sub>2</sub>) 削減

もっとチャレンジ・ザ・3R

リデュース  
リユース  
リサイクル

人口増加が見込まれる中、リデュースの推進により、総排出量 (ごみと資源の総量) を平成 37 (2025) 年度までに平成 21 (2009) 年度比で 10%以上 (約 13 万トン) 削減します。

▲10%以上

<平成 25 年度の達成目標>

平成 21 年度比で 3%以上 (約 4 万トン) 削減

ごみ処理の安心と安全・安定を追求

適正処理

ごみ減量=身近なエコ活



脱温暖化の推進

“最も身近なエコ活動”のごみ減量により、脱温暖化社会を推進します。

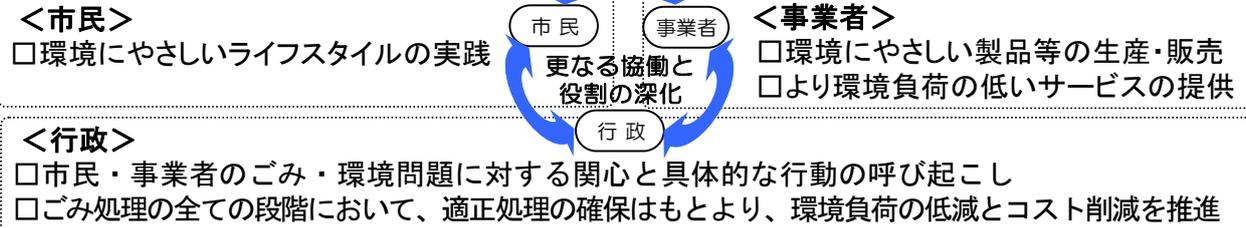
- 横浜らしく、かつこよく「もったいない」を  
楽しもう!
- マイ箸
  - マイバッグ
  - 食べ切り
  - マイカップ
  - マイボトル
  - 量り売り
  - リユース食器
  - 詰替商品
  - ばら売り
  - 簡易包装

大量生産・大量消費・大量廃棄社会からの転換を目指し、ごみのリデュース (発生抑制) を推進します。

基本理念を支える5つの基本方向

三者が取り組む3R行動	安全で安定した処理・処分	よりよい生活環境の確保	市民の視点に立ったサービスの向上	コスト意識と適正負担
-------------	--------------	-------------	------------------	------------

市民・事業者・行政の役割



基本計画で取り組む具体的施策

※4か年：横浜市中期4か年計画の期間（平成22～25年度）

(1) 環境学習・普及啓発

市民に確実に情報をお届けできるよう、事務所・工場の啓発機能を充実・強化し、地域への情報発信・環境学習を積極的に行うとともに、自主的・自発的な取組の定着を目指し、地域と連携しながら、3Rをはじめとする環境行動を促進します。

**4か年の取組** 転入者・外国人・高齢者等への情報提供、事務所・工場の出前講座の拡充  
地域人材を中心とした新たな推進体制の確立 など

(2) リデュース（発生抑制）の推進

市民・事業者とともに、ごみとなるものを作らない・受け取らないといった、ごみそのものを生み出さないリデュースの取組を推進することとし、具体的な取組への発展を目指して、横浜ならではのリデュースモデルを構築します。

**4か年の取組** 市民・事業者がリデュースの情報・行動を共有する場「ヨコハマ<sup>リデュース</sup>Rひろば」の設置と運営  
ホームページの開設やメールマガジンの配信等の啓発強化 など

(3) 家庭系ごみ対策

少子高齢社会の進展など社会構造の変化や、多様化する市民ニーズを考慮し、日々の暮らしに密接に関係するごみ出しや集積場所の課題への対応を、できることからスピード感を持って実施します。

また、分別の更なる徹底を図るとともに、コストとのバランスを考えながら、生ごみなどの新たなリサイクルを検討し、ごみ処理における環境負荷の低減に努めます。

**4か年の取組** ふれあい収集等の推進、市民の相談・啓発窓口としての事務所機能の充実・強化  
集積場所改善の取組強化、新たな生ごみリサイクル、分別の更なる徹底 など

(4) 事業系ごみ対策

自らの排出するごみの減量・リサイクルはもとより、より環境負荷の低い製品等の生産・販売及びサービスの提供と、それらの情報発信を積極的に行っていただけるよう、様々な方法により、事業者への働きかけを進めます。

**4か年の取組** 食品廃棄物のリデュース・リサイクルの促進、優良事業者表彰  
焼却工場での搬入物検査や事業所への立入調査による分別指導の徹底 など

(5) ごみの処理・処分

3Rを推進してもなお残るごみを、安全かつ安定的に処理するため、環境負荷の低減とコスト削減を図りつつ、焼却工場、最終処分場などの整備・改修等を進めます。

**4か年の取組** 都筑工場の耐震補強工事、南本牧最終処分場（第5ブロック）の整備  
焼却灰の有効利用、省エネルギー化の推進 など

(6) きれいなまちづくり

市民が自分たちのまちに誇りと愛着を持てるよう、地域と一体となって、ポイ捨てや不法投棄防止の取組、集積場所の改善など、きれいなまちづくりを推進します。

**4か年の取組** 地域の実情に合った自主的な美化活動の支援  
不法投棄多発地域の監視強化 など

## 2 処理計画の検討経過

年月日	会議	主な事項
平成 21 年 10 月 28 日	第 50 回審議会	○横浜市一般廃棄物処理基本計画の改定について（諮問） ○小委員会設置 ○市民・事業所アンケート調査について
11 月 27 日～ 12 月 7 日	—	市民・事業所アンケート調査
11 月 30 日	第 1 回小委員会	○横浜 G 3 0 プランの振り返りについて ○今後の一般廃棄物政策の基本的あり方について
12 月 22 日	第 2 回小委員会	○ 3 R 施策の現状及び今後のあり方について ・家庭系ごみの資源化の取組について ・事業系ごみの資源化の取組について ○減量化・資源化等に関する普及啓発・環境学習のあり方について
平成 22 年 1 月 26 日	第 51 回審議会	○小委員会における検討状況について ○市民・事業所アンケート調査について
	第 3 回小委員会	○ 3 R 施策の現状及び今後のあり方について ・生ごみなど新たな資源化の取組について ・発生抑制の取組について
2 月 24 日	第 4 回小委員会	○ごみ処理経費の適正負担のあり方について ○収集運搬のあり方について ○ごみ量の将来推計及び目標値のあり方について
3 月 19 日	第 5 回小委員会	○市民・事業所アンケート調査について ○焼却処理、埋立処分のあり方について ○生活環境の保全のあり方について ○し尿処理のあり方について
3 月 30 日	第 52 回審議会	○小委員会等における検討状況について ○市民・事業所アンケート調査について
4 月 27 日	第 6 回小委員会	○答申骨子（案）について
5 月 19 日	第 7 回小委員会	○答申（案）について
6 月 8 日	第 8 回小委員会	○答申（案）について
6 月 29 日	第 53 回審議会	○答申（案）について
7 月 12 日	—	○横浜市一般廃棄物処理基本計画の改定について（答申）
9 月 14 日	—	計画（素案）公表
9 月 15 日～ 10 月 14 日	—	計画（素案）に対する市民意見募集（パブリックコメント手続）
9 月下旬～ 10 月 30 日	—	計画（素案）に対する自治会町内会意見募集
平成 23 年 1 月 19 日	—	計画策定、告示

※ 審議会：横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会

### 3 市民意見募集について

#### (1) 市民意見募集（パブリックコメント手続）

##### ア 実施方法

意見募集期間	平成 22 年 9 月 15 日（水）から 10 月 14 日（木）まで
意見提出方法	郵送、電子メール、ファクシミリ、持参
素案の公表場所	素案を市民情報センター、区役所広報相談係、資源循環局資源政策課等で配布及びホームページで閲覧

##### イ 意見提出状況

提出者数	49 名（男性 33 名、女性 14 名、不明 2 名）																				
提出者の区別内訳	鶴見区 2 名、神奈川区 6 名、西区 2 名、中区 1 名、港南区 3 名、保土ヶ谷区 3 名、旭区 1 名、磯子区 5 名、金沢区 2 名、港北区 4 名、緑区 1 名、青葉区 1 名、栄区 6 名、不明 12 名																				
提出方法	郵送 26 名、電子メール 12 名、ファクシミリ 3 名、持参 8 名																				
意見数	176 件																				
分類と意見数	<table border="1"> <tr> <td>① 基本理念、計画目標、5つの基本方向、市民・事業者・行政の役割</td> <td>51 件</td> </tr> <tr> <td>② 具体的施策</td> <td>113 件</td> </tr> <tr> <td>    ア 環境学習・普及啓発</td> <td>19 件</td> </tr> <tr> <td>    イ リデュースの推進</td> <td>13 件</td> </tr> <tr> <td>    ウ 家庭系ごみ対策</td> <td>48 件</td> </tr> <tr> <td>    エ 事業系ごみ対策</td> <td>11 件</td> </tr> <tr> <td>    オ ごみの処理・処分</td> <td>14 件</td> </tr> <tr> <td>    カ きれいなまちづくり</td> <td>8 件</td> </tr> <tr> <td>③ し尿等</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>④ その他</td> <td>11 件</td> </tr> </table>	① 基本理念、計画目標、5つの基本方向、市民・事業者・行政の役割	51 件	② 具体的施策	113 件	ア 環境学習・普及啓発	19 件	イ リデュースの推進	13 件	ウ 家庭系ごみ対策	48 件	エ 事業系ごみ対策	11 件	オ ごみの処理・処分	14 件	カ きれいなまちづくり	8 件	③ し尿等	1 件	④ その他	11 件
① 基本理念、計画目標、5つの基本方向、市民・事業者・行政の役割	51 件																				
② 具体的施策	113 件																				
ア 環境学習・普及啓発	19 件																				
イ リデュースの推進	13 件																				
ウ 家庭系ごみ対策	48 件																				
エ 事業系ごみ対策	11 件																				
オ ごみの処理・処分	14 件																				
カ きれいなまちづくり	8 件																				
③ し尿等	1 件																				
④ その他	11 件																				

##### ウ 提出された意見の概要と意見に対する考え方

次ページ以降参照

##### エ 提出意見によって修正した事項の有無及びその件数

(ア) 提出意見によって修正した事項数 4 項目

(イ) 内容

- 2 計画目標等 (3) 計画目標のコラム「なぜ、温暖化対策に取り組むのか」に、地球温暖化が生物多様性の保全にも影響を与える旨を追記
- 2 計画目標等 (3) 計画目標に、目標を詳しく説明するコラム「目標設定の考え方と2つの目標の関係」を追加
- 4 市民・事業者・行政の役割 (2) 事業者の役割の具体的取組に、「拡大生産者責任の考え方」に基づき、一定の役割を担うことを追記
- 5 基本計画で取り組む具体的施策 (5) ごみの処理・処分 ■ 運営の効率化の平成 22～25 年度に取り組む施策・事業に、「みなとみらい 2.1 地区管路収集」について、「今後の方向性の最終的な判断」を行う旨を追記

パブリックコメントで提出された意見の概要と意見に対する考え方

① 基本理念、計画目標、5つの基本方向、市民・事業者・行政の役割

(1) 基本理念

意見数5

	意見の概要	意見に対する考え方
1	P9 基本理念は素晴らしいと思う。ただ①「更なる協働」の中で、三者が担う役割を更に深化とあるが、具体的にどのようになると深化なのか。「三者が連携」、今までもお題目のように唱えているが、具体的にどのようにしたら三者が連携ができるのか不明。	市民一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルを実践し、自ら地域活動を担うこと、事業者は事業活動のすべての段階で環境に配慮した取組を実践すること、行政は市民・事業者のごみ・環境問題に対する関心と具体的行動をより一層呼び起こすことなどが、それぞれが担う役割の深化と考えています。 また、情報共有を図り、信頼関係の醸成に努めることで、三者の連携をより強固なものにしていきたいと考えています。
2	環境モデル都市を3Rで、特にリデュースを推進することで実現しようとしているようだが、拡大事業者責任を問うことができない自治体レベルでの実効性はあまり期待できない。「ごみの減量化・資源化を推進することで、環境への負荷を低減し将来の子供たちに豊かな環境を残していく」としたG30の基本的な理念を踏襲してほしい。資源化に高い経費をかけても、ごみ減らしが財政的に有効なことが資源循環局の決算から明らかである。市税投入額が年々減っているが、横浜G30プランの成功は、ごみ減量を基本に地に足のついた理念と理念に沿ったきめ細かな施策にあったと思う。	3R、とりわけリデュース(発生抑制)の推進は、環境負荷低減の観点から、最も重要な取組であると考えており、横浜G30プランを礎に、市民・事業者・行政が更なる協働のもと、限られた財源で、より一層のごみの減量・リサイクルを進め、持続可能なまちの実現に向けて取り組みます。
3	これからの環境対策は、様々な取組が一体となっていかなければ問題の解決どころか悪化の速度を緩めることすら出来ないであろう。CO2排出削減によって、温暖化対策をすることで、何が守られ、地球や私たちにどんなメリットがあるのかは、資源循環局としてもアピールすべきと思う。「子どもたちに、どんな環境を残していくのか」を訴えても良いのではないかと考える。そこで、温暖化対策の目的に「生物多様性」を記載してほしい。	2(3)計画目標のコラム「なぜ、温暖化対策に取り組むのか」に、地球温暖化が生物多様性の保全にも影響を与えることを追記します。
4	リサイクルからリデュースへ前進することを歓迎する。リサイクルによるごみ減量は、再生時に大量の水や熱源資源を必要とし、プラスチック圧縮時に汚染もまぬがれない。実効性ある取組を期待する。	3Rの中で、最も環境にやさしいのはリデュース(発生抑制)であるとの考えのもと、横浜ならではのリデュースモデルの構築に取り組みます。
5	基本理念において、ごみ減量化と拡大生産者責任の制度実現化に向けて努力する旨を宣言すべきである。発生抑制のために最も効果的であるのは製品設計段階で、廃棄物が発生しないように配慮しながら設計することである。法的な制度保証がない状況ではあるが、自治体は種々の方策を取る余地があるのではないかと。	4 市民・事業者・行政の役割分担(2)事業者の「具体的取組」に、事業者は、拡大生産者責任の考え方に基づき、製品の使用・廃棄時において、リユースやリサイクル、適正処理が行われるよう関心を払い、一定の役割を担うことを追記します。 また、拡大生産者責任の考え方に基づき、環境にやさしい素材選択や、分別しやすい制度設計などを促進するため、事業者による回収・リサイクル制度の確立を国に働きかけます。

① 基本理念、計画目標、5つの基本方向、市民・事業者・行政の役割

(2) 計画目標

意見数24

	意見の概要	意見に対する考え方
1	「G30をベースに3Rの推進」は、脱温暖化の取組として大変良い。G30とCO2との連結をPRすべきである。	温室効果ガス削減目標を設け、ごみ減量から始める脱温暖化の取組を推進します。 また、温室効果ガス削減目標と総排出量(ごみと資源の総量)の削減目標との関係を説明するコラムを追加します。
2	目標の具体性にもかける。また目標を実現するためのマイルストーンもなく、目標が達成されたかどうか評価する仕組みもない。目標を立てても、目標を実現できなかった場合どうするのかも不明。出来ても出来なくてもなんの罰則もなく、何も起こらないという典型的な役所のスタイルである。これでは市民を動かすことはできない(一般企業では通用しない)。	温室効果ガス排出量及び総排出量(ごみと資源の総量)の把握により、目標の進捗管理を行うとともに、市民・事業者に情報提供を行い、3R行動をはじめとする環境行動を促していきます。

3	P10 誰もが3Rを実行する環境配慮型のライフスタイル・ビジネススタイルとあるが、具体的に「環境配慮型のライフスタイル」とはどんなライフスタイルなのか。イメージとして湧いてこない。具体性に欠ける。	市民の皆さまには、環境配慮型製品の選択・購入、ものを長く大切に使う、不要なものを受け取らない、きちんと分別することなどの3R行動を実践いただき、地域におけるごみ減量・リサイクル・美化活動の担い手として活動いただきたいと思います。
4	P10 「行政」は引き続き3Rの仕組み作りを担うとなっているが、3Rの仕組み作りは、今まで何ができているのか。過去に3R推進課を作ったことなのか。今後の3Rの仕組み作りとは何をどのように、いつまでに作り、その仕組みで何をアウトプットするのか、評価をどうするのか具体的に説明してほしい。すなわち仕組み作りだけでなく、作った仕組みの目標と方向付けをはっきりさせ、マイルストーンと評価方法を作る必要がある。	これまで、分別収集品目の拡大や焼却工場での資源化可能な古紙の搬入停止などの仕組みを作り、分別・リサイクルを推進してきました。今後は、地域・市民団体や事業者などがアイデアを提案・共有する場である「ヨコハマR(リデュース)ひろば」を活用し、具体的なリデュース(発生抑制)の取組の実践につなげていきます。 また、総排出量(ごみと資源の総量)の削減をリデュースに係る目標とし、進捗管理を行います。
5	P10 市民、業者、行政、それぞれが何をすべきか具体性が必要。それぞれの専門家や代表者を集めて、知恵出しを行ってはどうか。	計画の推進に当たっては、市民・事業者・学識経験者等で構成する「横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会」や「ヨコハマR(リデュース)委員会」の場でも、議論をしていきたいと考えています。
6	「ヨコハマはG30」は平成22年度にて終了し、平成25年度までは「CO-DO30」になるとのことだが、少し抽象的すぎないか。広く市民の注目を集めるためには、強烈的な表現でPR効果を狙うべきである。しかし共感を得るためには、少しの努力で目標を達成できるレベルに設定し、積み重ねが多大な実績となる持続可能な数値目標で引きつけ、継続させることが重要なポイントとなる。	横浜G30プランにつづく新たな計画では、G30を礎に、引き続き分別を徹底するとともに、リデュース(発生抑制)の取組の積み重ねで、総排出量(ごみと資源の総量)を減らし、ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス削減を進めることで、CO-DO30との連携を図ります。
7	4年間で3%、15年間で10%の削減で、環境モデル都市などと胸を張れるのだろうか。G30では本格実施された平成17年度に30%の減量を達成し、実質1年で目標を突破した。すでに生ごみのバイオガス化の実証実験が始まっている今、平成25年度の達成目標は平成21年度比で30%、平成37年度まででは40%の削減目標が妥当であろう。なお、CO <sub>2</sub> 排出量はごみの減量に伴い減るので、平成21年度比で50%削減も可能だと思う。	横浜G30プランは、ごみ量の削減を計画目標としていましたが、新たな計画では、生ごみの資源化量も含めた総排出量(ごみと資源の総量)の削減を目標としており、リサイクルだけではなく、リデュース(発生抑制)の推進を目指しています。
8	今後、本格的に生ごみ堆肥化に取り組む計画が取り上げられていること歓迎する。しかし素案におけるごみ量削減率はあまりに低すぎるので、再検討し、もっと高い目標値を設定してほしい。CO <sub>2</sub> はごみ量が減れば自ずとごみ焼却量が減り、エネルギー使用も比例して減らせるはずだ。ごみ焼却によって大気に拡散される汚染物質も、投入する税金も減らせるのであるから、減量率をより短い期間に高く設定することを切望する。	横浜G30プランは、ごみ量の削減を計画目標としていましたが、新たな計画では、生ごみの資源化量も含めた総排出量(ごみと資源の総量)の削減を目標としており、リサイクルだけではなく、リデュース(発生抑制)の推進を目指しています。
9	G30の実績に満足することなく、これまでの減量化の実績を精査して、さらなる減量化の課題を明確にして対策を取るべきである。	リサイクルも環境に一定の負荷をかけることから、リデュース(発生抑制)の取組を強化する必要があること、また、燃やすごみに依然として含まれている資源物の分別徹底や、生ごみ等バイオマスの活用が新たなプランの課題と考えており、検討を進めてまいります。
10	減量化に関して素案では、10%の数値目標を設定しているが、その根拠や課題などが認識されているかが不明確である。きちんと検証して市民にメッセージを送るべきである。	総排出量(ごみと資源の総量)の削減目標は、リデュース(発生抑制)を進めることで達成を目指していますが、市民の取組として具体的には、古紙・プラスチック製容器包装の分別徹底、食品廃棄物の削減、簡易包装の選択、生ごみの水切り等をお願いしたいと考えています。
11	廃棄物の基本計画で最大の課題は3Rのはずである。脱温暖化も重要ではあるが、最重要課題として計画目標の冒頭に掲げることには違和感がある。計画目標の第一は3Rであり、脱温暖化はその次に来るべきである。	人類共通の課題である地球温暖化問題に対応するため、廃棄物行政として、温室効果ガス削減の一翼を担う必要があるとの考えから、目標の記載順序を素案のとおりとしました。
12	3Rにおいてリデュースが最も優先順位が高いことからリデュースを推進すべきは当然であるが、今後は、循環型社会基本法に忠実に、3Rの中でも優先順位が高い、リユース、リデュースを推進すべきことを強調すべきである。また、これらに関して具体的な取組の方向性についても示されるべきである。	3Rの中で、最も環境にやさしいのはリデュース(発生抑制)であるとの考えのもと、横浜ならではのリデュースモデルの構築に取り組む、また、リデュースに関する情報を重点的に発信します。
13	数値目標について、その根拠となる記述がない。温室効果ガス10%減、50%減を裏付ける理由を説明する必要がある。	温室効果ガス削減目標と総排出量(ごみと資源の総量)の削減目標との関係を説明するコラムを追加します。

14	G30でやり残した減量化の課題は何かについて、ゼロウェイストの視点から検証すべきである。この点については、市民やNPO等の参加による検討委員会を立ち上げることが重要だ。	計画の推進に当たっては、市民・事業者・学識経験者等で構成する「横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会」や「ヨコハマR(リデュース)委員会」の場でも、議論をしていきたいと考えています。
15	基準年は改正前の計画と比較ができるよう、継続的に同一の基準を使用すべきである。また、平成13年は、横浜市にとって廃棄物対策「元年」と呼ぶべき年のはずではなかったか。	横浜G30プランは、ごみ量の削減を計画目標としていましたが、新たな計画では、総排出量(ごみと資源の総量)の削減を目標としています。その達成には、リサイクルだけでなく、リデュース(発生抑制)が最も重要であり、直近の平成21年度を基準年に設定して、リデュースという新たな目標に挑戦します。
16	G30の様な明確な旗を掲げることが必要だ。CO <sub>2</sub> 減量では人はいについてこない。	人類共通の課題である地球温暖化問題に対応するため、廃棄物行政として、温室効果ガス削減の一翼を担う必要があるとの考えから、これに係る目標を設定し、市民・事業者と協働して取り組んでいきたいと考えています。 また、新たな計画においても親しみやすい愛称・キャッチフレーズを命名し、広報に活用していきます。
17	「ごみ処理に伴うCO <sub>2</sub> を10%減らしましょう」と言われても、「何をどの位減らせばCO <sub>2</sub> がどの位減るのか」わからない。また、「発生抑制」と言われても、具体的な成果がごみの分別とは異なり見えてこないため説得力がない。そこで、ペットボトルや容器の値段を具体的に書き出したらどうか。CO <sub>2</sub> についても、「割り箸1本焼却すると0gのCO <sub>2</sub> が発生する」などと表現すれば、市民にとって目標が出てくるのではないか。	計画の推進に当たっては、分かりやすく具体的な行動をお示して、3Rをはじめとする環境行動の定着を図ります。
18	G30は、ごみの全量焼却のシステムから分別による焼却ごみの減量化システムに切り替えることにより成果を上げたが、素案では、現在のシステムの延長線上で計画案を示している。既に言い尽くされている3Rを主体に改革案を求めても、平成13年のごみ量に対し50%の削減が限度だ。改革的な新システムの提案なくして、大きな流れを変える事はできない。 次期ごみ処理計画では、地球温暖化防止を目的にCO <sub>2</sub> の発生抑制を掲げているが、50%削減の提案はGC50(ごみ処理から発生するCO <sub>2</sub> を50%削減する)となるのであろう。この段階になるとごみの質にメスを入れなければならず、プラスチックごみについては、包装プラスチックだけでなく全てのプラスチックを資源化することが必要である。	温室効果ガス削減に向けて、燃やすごみに含まれるプラスチック類の削減のため、分別の徹底とリデュース(発生抑制)を推進するとともに、国に対し、プラスチック製品のリサイクルの法整備を働きかけます。
19	生活用品の技術革新による置き換えは避けられず、再使用や継続使用を唱えても、この前提は挫折するのは明らかである。現に省エネ用品の置き換えは、国が援助して進めている状況である。家庭ごみの減量化は限界に近づいている。ごみの分析から、あと10%の増進が限度であり、とても更なる50%削減には届かない。	新たな計画では、総排出量(ごみと資源の総量)については、平成37年度までに21年度比で10%以上削減を目標とし、ごみの処理に伴って排出される温室効果ガスについて、50%以上削減を目標としています。
20	今後10年間で10%のごみ減量目標にしているが、生ごみの資源化等推進すればもう少し目標設定を高くできるのではないか。	横浜G30プランは、ごみ量の削減を計画目標としていましたが、新たな計画では、生ごみの資源化量も含めた総排出量(ごみと資源の総量)の削減を目標としており、リサイクルだけでなく、リデュース(発生抑制)の推進を目指しています。
21	平成37年度の目標は平成21年度対比10%減となっている。これは平成17年度比だと56%減となる。人口が増加している中でこの目標はかなり厳しい。	G30でつちかわれた、市民・事業者との更なる協働によって、目標の達成を目指したいと考えています。
22	P10、P15「清潔できれいなまち」というと、草や枯れ葉が必要以上にごみに出され、自然が損なわれるので、「清潔できれいなまちが実現している」を「緑豊かなまちが実現している」にしてほしい。	本計画は、一般廃棄物の処理計画であることから、ごみ出しルールの遵守や、ポイ捨て、不法投棄の防止に取り組み、清潔できれいなまちの実現を目指したいとの趣旨で記載しています。
23	P12「削減に向けた取組」に、草や枯れ葉、剪定枝、土、園芸ごみ、石などの「自然ごみリサイクル」を追加してほしい。	草や枯れ葉、せん定枝などの新たなリサイクルに当たっては、費用対効果の観点から、環境負荷の低減に最適な処理主体・処理手法を検討します。
24	基本計画素案は大変結構と思うが、推進員のほとんどが70代の現状では、15年後の目標設定には疑問符がつく。	「横浜市基本構想(長期ビジョン)」が平成37年頃までを展望していることや、「横浜市脱温暖化行動方針(CO-D030)」の中期目標が平成37年度であること、施設整備計画について長期的視点からの検討が必要なことから、平成37年度までの長期計画としました。また、平成25年度までに実施すべき具体的施策も整理し、環境事業推進委員など市民の皆さまと協働しながら、着実な施策の推進を図りたいと考えています。 なお、本計画は概ね5年を目途として改定するほか、計画策定的前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行います。

① 基本理念、計画目標、5つの基本方向、市民・事業者・行政の役割

(3) 5つの基本方向

意見数6

意見の概要		意見に対する考え方
1	P14 ライフスタイル、ビジネススタイルの転換を図り…とあるが具体的に何をどのようにしたらスタイルの転換ができるのか。この件についても広く市民にアイデアを募集してはどうか。コンテスト形式も面白いと思う。	御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
2	P14 安全で安定した処理処分 資源のない日本では新しい技術開発が大きな資源となる。進歩の速い技術動向を常にウォッチし3年後、5年後、10年後をにらんで処理施設の寿命と今後の処理施設をどうするか。毎年見直していくことが必要と思う。	御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
3	P15 よりよい生活環境の保護 私もボイ捨て、不法投棄をどうしたらなくせるかいつも困っているがなかなか良いアイデアが浮かばない。うまくいった例、アイデアを広く募集するためにコンテストをやってはどうか。	御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
4	5つの基本方向については異議はないが、具体的な取組の方向性が示されるべきである。この方向性は素案の中でもっとも重要なテーマであると考え、どこにも記述されていない。3R対策なくしては基本計画には「魂」がないに等しい。策定時期が遅れても、良い計画をつくるべきである。	5つの基本方向は、基本理念を支える方向性・視点を示したもので、3R施策などの具体的な取組は、「5 基本計画で取り組む具体的施策」に整理しています。
5	現状のリサイクルが、市民の税負担で回収されたリサイクル品を安価な材料として大量に生産者に提供されているという実態は無視できず、これは、最も重要なリデュースの趣旨に反している。新たなリサイクルの検討についても、このような危惧を払拭できないのであれば必要ない。	未分別品目の新たなリサイクルに当たっては、費用対効果の観点から、環境負荷の低減に最適な処理主体・処理手法を検討します。
6	有料化には慎重であるべきである。本来、廃棄物の減量は川上から行うべきであり、有料化した場合は不法投棄などが増加する懸念がある。また、社会的弱者には負担増となる。	有料化については、ごみ量の推移を注視しつつ、市民負担の公平性の確保とリデュース(発生抑制)の推進などの観点から、長期的視野に立って検討を行います。

① 基本理念、計画目標、5つの基本方向、市民・事業者・行政の役割

(4) 市民・事業者・行政の役割

意見数15

意見の概要		意見に対する考え方
1	仕組みを作るといことが書かれているが、どのような仕組みを作るのか。また作った仕組みをどのように運用するのか不明。新しい仕組みを作ることが、自分たちが仕事をしていると勘違いしているのではないか。具体例として、環境事業推進委員とG30コーディネーターの役割分担が不明。G30コーディネーターの活動計画もなく、コーディネーターを作ることが目的では税金の無駄使いではないか。	計画の推進に当たっては、地域人材を中心とした新たな推進体制を確立し、目標達成に向け、地域と連携して取り組みます。その一環として、G30コーディネーターのあり方も検討します。
2	ゴミの問題は行政だけでなく横浜市民自身が努力しなければならない大切な問題で、市民にも大きな責任がある。「誰も汚い街にしたいと思わないし、きれいなところに住みたい」と思っている。この気持ちを上手に導き出して市民自らが動き出すような仕掛け、仕組み作りを行うことは、主婦だけでなく、元気なお年寄りに「ひとつの生きがい」を与え、明日を担う子供の教育にもなる。この辺のアプローチ方法について、民間も含めて知恵を出し真剣に考えてほしい。今のままでのやり方ではG30コーディネーターどころか、積極的に活動している多くの環境事業推進委員のやる気をそぐ施策になっている。	行政として、情報提供や環境学習・普及啓発の推進により、市民・事業者のごみ・環境問題に対する関心をより一層呼び起こし、具体的な3R行動の実践につながるように工夫していく必要があると考えています。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
3	P16 市民 市民に、分別・リサイクル、リデュース、リユースに関心を持たせるために、すでに3000人もいる環境事業推進委員やG30コーディネーター等を上手に使用して、市民の啓発・啓蒙を促進させては。ただし環境事業推進委員にもっと関心を持たせるには動機づけだけでなく、資金サポートも含めて仕掛けが必要。自分たちの住んでいる町をきれいにしたいと考えている人は多い。何かきっかけを与えることが必要。	御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。

4	P16、17 事業者 各業種ごとにリサイクル、リデュースコンテストを実施し、よくできたところを表彰する。またリサイクル、リデュースを具体的数値で要求し結果を出させてはどうか。	御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
5	P17 行政 市民・事業者が参加できる3Rの仕組み作りとあるが、具体的にどうするのか。行政・市民・業者が具体的に何をいつまでにどうするのかといった具体的な行動プランへのブレイクダウンが必要。	計画の推進に当たっては、「ヨコハマR(リデュース)ひろば」を活用したリデュース(発生抑制)の取組を推進するとともに、分かりやすく具体的な3R行動をお示しするなど、環境行動の定着を図ります。
6	行政の役割は、ごみ減量・資源化、処理・処分による環境負荷を低減する基本計画を策定するとともに、常に情報を公開し、広報や普及に努めることである。	行政として、情報提供や環境学習・普及啓発を推進するとともに、ごみ処理のすべての段階において、コストとのバランスを見定めつつ、できる限りの環境負荷の低減に努めます。
7	市民・事業者・行政の役割については、おおかた異議はないが、事業者の位置づけについては、拡大生産者責任の視点を強調すべきである。	4 市民・事業者・行政の役割分担(2)事業者の(具体的な取組)に、事業者は、拡大生産者責任の考え方に基づき、製品の使用・廃棄時において、リユースやリサイクル、適正処理が行われるよう関心を払い、一定の役割を担うことを追記します。
8	廃棄物問題に限らず、行政が環境問題に関する情報提供をし、学習環境を整備することは当然であるが、行政が、市民や事業者の自主的な行動を促すコーディネーターとする部分を強調し、上の立場に立って普及啓発と言いつづけるのには違和感を覚える。	ごみ減量・リサイクルの主役は、あくまでも市民・事業者であるとの考え方のもと、行政はコーディネーター役として、市民・事業者の活動を支える役割を担ってまいりたいと考えています。
9	環境に関する情報発信については、行政に限らずNPOなど様々な民間団体においても行われている。民間に任せるべき部分については民間に任せ、単発的なイベントに偏ることなく、行政ならではの情報発信を継続することが重要である。	御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
10	G30に替わる新しい計画は、これまでとは異なるレベルで検討され具体化される必要があると思われるが、中身は「G30のさらなる推進」のように思われる。事業者は「事業系ごみ」の排出者であるが、新しい計画に対応できるような製品の開発こそが求められ、それが課せられた役割であると考えられる。その他、行政の役割についても再考が必要ではないか。	事業者には、環境にやさしい製品等の製造・販売、より環境負荷の低いサービスの提供に取り組むことが求められていると考えます。 また、行政として、情報提供や環境学習・普及啓発の推進により、市民・事業者のごみ・環境問題に対する関心をより一層呼び起こすとともに、ごみ処理のすべての段階において、適正処理の確保はもとより、環境負荷の低減とコスト削減に取り組めます。
11	市民の役割が今いち解りにくい。	市民の皆さまには、環境配慮型製品の選択・購入、ものを長く大切に使う、不要なものを受け取らない、きちんと分別することなどの3R行動を実践いただき、地域におけるごみ減量・リサイクル・美化活動の担い手として活動いただきたいと考えています。
12	市民の中の環境推進員の役割にノータッチである。市民の・・・という以上、リーダーの養成や啓発など明記すべきである。	計画の推進に当たっては、地域人材を中心とした新たな推進体制を確立し、目標達成に向け、地域と連携して取り組みます。
13	行政の役割：消費者は王様の産業政策が公害を垂れ流し、地球環境の懸念からG30の具体化がごみ、焼却工場廃止へとその力量を発展させることができた。CO-DO30は、学校の環境教育が必要、少子高齢化では特に。事業者・市民・行政が同一のテーブルでの協議が可能なら展望は明るい。	行政として、情報提供や環境学習・普及啓発の推進により、市民・事業者のごみ・環境問題に対する関心をより一層呼び起こすとともに、ごみ処理のすべての段階において、適正処理の確保はもとより、環境負荷の低減とコスト削減に取り組めます。 また、計画の推進に当たっては、市民・事業者・学識経験者等で構成する「横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会」や「ヨコハマR(リデュース)委員会」の場でも、議論をしていきたいと考えています。
14	市民・事業者・行政の役割について、市民の協力及び実行力、事業者の廃却物減、行政による指導等、リデュースの推進up、ごみの処理・処分等、有料化、財源不足である以上、市民に協力していただく。町の美化は一人ひとりが、自宅周辺の清掃実施すれば、自然と町内がきれいになる。	市民・事業者・行政の役割として、市民一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルを実践し、自ら地域活動を担うこと、事業者は事業活動のすべての段階で環境に配慮した取組を実践すること、行政は市民・事業者のごみ・環境問題に対する関心と具体的な行動をより一層呼び起こすとともに、ごみ処理のすべての段階において、適正処理の確保はもとより、環境負荷の低減とコスト削減に取り組むことが求められていると考えています。
15	3Rはこれから特に大切な事だと思う。家庭は細心の注意で個々頑張らないといけないのではないか。ごみの問題は一人一人注意しなければいけないと思う。	廃棄物対策全般における環境負荷低減のため、リデュース(発生抑制)をはじめとする3Rの一層の推進を図ります。また、市民の皆さまに、主体的に3Rに取り組んでいただけるような情報発信等に取り組めます。

① 基本理念、計画目標、5つの基本方向、市民・事業者・行政の役割

(5) 基本計画で取り組む具体的施策

意見数1

	意見の概要	意見に対する考え方
1	P18 基本計画で取り組む具体施策「施策体系」 上手にまとめてある。どこまで具現化でき、結果が出せるかが一番の問題だ。	計画に位置付けた具体的施策の推進に努めます。

② 具体的施策

ア 環境学習・普及啓発

意見数19

	意見の概要	意見に対する考え方
1	燃やすごみ中にある資源化可能な古紙やプラスチック類を削減するには、チラシの文字の大きくするなどして高齢者にもわかりやすくしたり、外国人の多いところや賃貸住宅向けに外国語チラシと説明会の開催が必要だ。	分別の更なる徹底を図るため、高齢者や転入者、外国人への情報提供を充実します。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
2	P19 ごみ・環境情報の積極的な提供 情報提供だけでなく、提供した情報を提供された人が利用して一歩進んだ活動をするような仕掛けを作ってはどうか。	計画の推進に当たっては、具体的な行動目標を設定し、3Rをはじめとする環境行動の定着を図ります。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
3	P20 高齢者への情報提供 元氣な高齢者は比較的時間もあり、「人のために何か役立つことをすること」を生きがいとしている人もいます。若いときは自分のため、家族のために働いてきたが、定年を過ぎて、「人のため、社会のためになることをしたい」と考えている人も多い。団塊の世代を中心に、「横浜をきれいにしよう」をスローガンに自分たちの住んでいる町を自分たちできれいにすることを目標にした、彼ら自身の活動のきっかけを作ってはどうか？ただ、これには予算をとり、市民で本当にやる気のあるメンバーを集め、具体的な検討を進めるのも一つの策ではないか。情報提供だけではそれで終わってしまう。高齢者への情報提供は、次のステップへの「第一歩」と位置付け、次に続けていく活動にしていきたい。	御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
4	P20、P21 環境行動を実践する人づくり 地域人材を中心に、ごみ減量、リサイクルのための新たな推進体制を確立し、・・・とあるが、環境事業推進委員やG30コーディネーターのように、役所の異なる部署で管轄の違う市民組織づくり、「自分たちこそが仕事をしている」ということを見せるようなやりかたはやめてほしい。税金の無駄使いをしているにすぎない。それよりは、今ある環境事業推進委員を地域事務所の管轄でなしに横浜市資源循環局全体としてサポートし、環境事業推進委員自らが行動をおこさせるような資金面での援助や、それ以外のサポート、そして動機づけの仕掛けを作してほしい。	御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
5	物資の少なかった時代は「ものを大切に」がモットーであったが、今の時代は物が豊富あり、もっと大切にしなければと実感している。もっと市民にアピールすればエコ活やCO <sub>2</sub> 削減につながると思う。資源の大切さを一人ひとりが認識することが大事。	ものを長く大切に使うなど、ごみとなるものを生み出さないリデュース(発生抑制)の重要性を市民・事業者にPRし、目標達成に向け、市民・事業者と連携して取り組みます。
6	分別を強化するとともに、環境学習や普及啓発、3Rが大切だ。	環境負荷の低減に向けて、分別の徹底を図るとともに、環境学習・普及啓発やリデュース(発生抑制)をはじめとする3Rの取組を進めます。
7	分別について理解していない人がまだまだ多い。理解を深めるには、地域のイベントで実際に現物を前にして説明を受けるのが有効である。その意味で、地域と連携しながら自主的・自発的な取組を行うグループが全市的に広まれば良いと思う。しかし、そのようなグループが各区にできて実際に活動していけるかが課題である。	地域のイベントでの情報提供を実施するほか、計画の推進に当たっては、地域人材を中心とした新たな推進体制を確立し、目標達成に向け、地域と連携して取り組みます。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
8	地域のイベントで一般市民に啓発する一方で、幼稚園や保育園、小学校等へ出向いて、簡単なゲーム形式の分別に関する啓発を行っているが、新たに子育て世代に試みたところ好評だった。正しい分別方法を知りたがっていると実感した。	御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。

9	<p>どんなにごみを減らしても最終的には焼却処理して、灰は海に埋め立てていくこととなる。大切な海が灰で埋め立てられてしまわぬよう、ごみ減量の必要性を市民に訴え続けてほしい。</p>	<p>限りある処分場の延命化を図るため、さらなるごみの減量・リサイクルの必要性を周知するとともに、焼却灰の資源化・有効利用を検討・実施します。</p>
10	<p>行政はもっと広報紙を活用し、減量の取組を全市民に普及啓発してほしい。一部の区では、職員とG30サポーターの協働で生ごみ堆肥化講習会を開いている。このような減量に効果的な活動を全区に情報として流布していくことが肝要かと思う。</p>	<p>地域の3R活動について、広報紙やホームページ等の媒体を活用して情報提供します。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>
11	<p>諸外国あるいは国内でも多くの環境テキストが工夫されているが、それらを参考に、横浜市ならではのテキストを作成し、総合学習の一環として、定期的な環境教育を実施することを検討すべきである。</p>	<p>地球環境問題など新たな視点も踏まえて、環境副読本の内容の改善を図り、環境学習の強化に役立てます。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>
12	<p>広報をもっとしてほしい。特にマスコミに対しては報道資料を配布するだけでなく、如何に内容を取り上げてもらえるかまで考えて対応してほしい。報道の仕方によって誤解をする市民もいる。</p>	<p>御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>
13	<p>最終処分場に関しての広報も不足している。G30のおかげで焼却工場が減ったという認識は広く共有されているが、最終処分場が市内に1か所だけで、埋め立てているのは焼却灰だけということも知らない人が多い。ごみの減量化・資源化が、処分場の延命につながるという広報も必要だ。</p>	<p>見学受け入れの推進をはじめ、最終処分場に関する広報の充実を図ります。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>
14	<p>G30では、燃やすごみの量が毎月、具体的に数字で出てきたためやる気が起きたと思う。次回も、減量したごみ量を数値で公表してほしい。</p>	<p>計画の推進に当たっては、総排出量(ごみと資源の総量)の削減に向けて、定期的の実績値等を公表し、進捗管理を行います。</p>
15	<p>P28 優良事業者表彰 人間は「やってみせ、言って聞かせて、させてみて、ほめてやらねば人は動かじ」の言葉の通り、中小企業、各種団体、個人にたいしても表彰は必要。まして個人の場合、ボランティアで動いており、このボランティア精神を高揚させるような仕掛けが重要。</p>	<p>3R行動を推進する個人・団体・事業者に対する表彰を実施します。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>
16	<p>関心を持つ市民層へのアピールは限界なのでは。むしろ無関心層に的を絞るべきである。有料化への始動のアナウンスを進めることにより話題を喚起すれば、無関心層への効果的なアプローチになるのではないか。</p>	<p>3R行動などの環境行動を呼びかける機会の拡充により、関心層・無関心層それぞれに効果的にアプローチして、環境意識の向上を図ります。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>
17	<p>基本理念を理解する。地域(ごみを出す方の立場)を考え、スムーズな推進活動ができるよう、地域行政の協力をお願いしたい。</p>	<p>計画の推進に当たっては、地域人材を中心とした新たな推進体制を確立し、目標達成に向け、地域と連携して取り組みます。</p>
18	<p>G30の目指したところは焼却するゴミの量を減らすことではなく、ゴミとして焼却していたものの中から資源となるものを取り出すことで、結果的に処理するゴミの量を減らすことであつたはずではないか。処理するごみ量が減った主要因はプラ製容器包装が分別回収されていることだと思われるが、もし、別の場所でそれらが燃やされているならば、目指す方向とは逆の方向に進んでいることになる。 したがって、新しい提案をする前にG30の現状を精査する必要がある。そのためには、分別によりどれだけリユースやリサイクルがされ、エネルギーの消費が抑えられたのか客観的なデータを示す必要がある。素案では、焼却したごみ量が減ったというデータはあるが、リサイクル業者に渡しているということに過ぎず、減った分のごみがどのような経過をたどって処理されているかといった定量的なデータがない。おそらくは、リサイクル業者に渡ったかなりの量が、リサイクル・リユースされていないのではないかと推測される。これは、リサイクル・リユースのシステムを構築せずに分別を進めてきたことに原因があると思われる。新しい政策を提案するのであれば、まずはリサイクル・リユースのシステムを構築し、その上で市民に協力を求めるべきである。</p>	<p>計画の推進に当たっては、引き続き資源物のリサイクルのゆくえに関する情報提供を広報紙やホームページで行うとともに、リサイクル業者への履行確認を行い、リサイクルを着実に実施します。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>
19	<p>G30行動は、自治会町内会に加入している家庭の協力によって成功した。しかし、現実には未加入者については回覧等の情報が少なく、分別しないでごみを出している人が多い。市民・行政が一体となって、それらの住民に対する対策を取る必要がある。</p>	<p>計画の推進に当たっては、地域人材を中心とした新たな推進体制を確立し、目標達成に向け、地域と連携して取り組みます。 また、分別の更なる徹底を図るため、転入者や外国人等への情報提供を充実します。</p>

② 具体的施策  
イ リデュースの推進

意見数13

	意見の概要	意見に対する考え方
1	リデュースを推進するためには啓発運動だけでは不足で、ポイント制度を導入するなどのインセンティブが必要である。	御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
2	小売業者はトレイをラップ等かさばらない物に変えるなど、過剰包装をなくすべきである。	地域・市民団体と事業者などがアイデアを提案・共有する場である「ヨコハマR(リデュース)ひろば」を活用し、具体的なリデュース(発生抑制)の取組への発展を目指します。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
3	従来どおり3RのPRを、その中でもリデュースに重点的に実施していきたい。	3Rの中で、最も環境にやさしいのはリデュース(発生抑制)であるとの考えのもと、横浜ならではのリデュースモデルの構築に取り組み、また、リデュースに関する情報を重点的に発信します。
4	P22 リデュースの推進 リデュースの推進組織(「ヨコハマRひろば」)の設置と運営とあるが、昨年からの延長上でなく、もう少し違う目で見て、対応した方がよい。取組み方があまい。もっと産業界を巻き込まなければ大きなリデュースにつながっていかない。リデュースという言葉だけが走って具体的な目標設定、経過観察、厳しい目での評価をする必要がある。	新しい計画では、総排出量(ごみと資源の総量)の削減をリデュース(発生抑制)に係る目標とし、進捗管理を行います。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
5	リデュースのPRとして「マイバッグ持参」はかなり浸透中と思うが、マイカップ、マイボトル、マイ箸はどうか。このあたりになるとなかなか難しい。簡易包装やばら売りに至っては、業者の経費削減、お中元、お歳暮の売れ残りの後始末に協力させられているような気がする。	地域の中にマイボトルに飲み物を補充できる「マイボトルスポット」を増やすなど、3Rの中で最も環境にやさしいリデュース(発生抑制)の様々な取組を具体化させ、推進していきます。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
6	リサイクルするには、その分エネルギーが必要なため、リユースやリデュースの方が環境に優しいのだから、それらを推進するのが良いと思う。一部で使用されているリターナブルびんをもっと普及させることはできないだろうか。	地域・市民団体と事業者などがアイデアを提案・共有する場である「ヨコハマR(リデュース)ひろば」を活用し、具体的なリデュース(発生抑制)の取組への発展を目指します。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
7	事業者に対する施策は抽象的で具体性に欠ける。リデュースの核心は事業者対策であることから、具体的に効果的な対策を盛り込むべきである。	地域・市民団体と事業者などがアイデアを提案・共有する場である「ヨコハマR(リデュース)ひろば」を活用し、具体的なリデュース(発生抑制)の取組への発展を目指します。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
8	リデュースの促進方法として、「チャレンジ・ザ・リデュース3者検討会」を積極的に活用すべきである。ただし、構成員は公募方式とし、NPOなども参加できるようにすること。	「チャレンジ・ザ・リデュース3者検討会」を基にした、市民や事業者、団体の代表が参加する「ヨコハマR(リデュース)委員会」において、具体的なリデュース(発生抑制)の取組への発展を目指します。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
9	リデュースの促進方法として、行政協定の活用を検討すべきである。特に事業系排出者については、大量排出者あるいはシンボリックな排出者等を対象に交渉すべきである。	地域・市民団体と事業者などがアイデアを提案・共有する場である「ヨコハマR(リデュース)ひろば」を活用し、より環境負荷の低いビジネススタイルへの転換を働きかけます。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
10	リデュースに効果的な方策を採用している事業者には行政上の優遇措置を講じたり、あるいは、市民に対してその事実を広報することで、市民にとってその事業者の製品の購入意欲が増すように誘導すること。	地域・市民団体と事業者などがアイデアを提案・共有する場である「ヨコハマR(リデュース)ひろば」を活用し、環境に配慮した事業者の取組をPRしていきます。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
11	日常的に使用する文言に比べて「リデュース」という言葉は馴染みがないため、その内容が十分市民に伝わっていないように思われる。	リデュース(発生抑制)が身近な取組として定着するよう、リデュースに関する情報を重点的に発信します。

12	リデュースの普及拡大に対して、企業側のPRが不十分のように思う。そこで、行政から市内のスーパー等に働きかけをして、リデュースに関する社会実験をしたらどうか。また、実際に実施した事業者を表彰してもよいのでは。	地域・市民団体と事業者などがアイデアを提案・共有する場である「ヨコハマR(リデュース)ひろば」を活用し、より環境負荷の低いビジネススタイルへの転換を働きかけます。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
13	リデュースを推進するための実行計画には、明確で具体的な方針、スローガンが必要だ。ただし、タイトル倒れにならないように。	“横浜らしく、かっこよく、「もったいない」を楽しもう”をスローガンに、地域・市民団体と事業者などがアイデアを提案・共有する場である「ヨコハマR(リデュース)ひろば」を活用し、具体的なリデュース(発生抑制)の取組への発展を目指します。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。

## ② 具体的施策

### ウ 家庭系ごみ対策

意見数48

	意見の概要	意見に対する考え方
1	ゴミは有料化して戸別回収にすべき。ゴミの減量にはかなり効果があると思う。	戸別回収については、経費増大などの課題があることから、また、有料化については、ごみ量の推移を注視しつつ、市民負担の公平性の確保とリデュース(発生抑制)の推進などの観点から、長期的視野に立って検討を行います。
2	生ごみの資源化にあたっては、横浜市も京都市のように資源循環局の独自展開で、バイオガス化や生ごみリサイクルを進め、その残渣を焼却工場で適正処理する方向での対応を期待する。国交省マターでの事業にはすべきではない。	バイオマスの有効活用の方策として、生ごみのリサイクルを推進するため、まずは、バイオガス化実証実験の検証結果を踏まえて、今後のあり方を検討します。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
3	生ごみの95%は水である。焼却の際に余分な燃料を使わないためにも、生ごみを焼却しないシステムまたは焼却前の水の分離(搾り出し)システム、それに伴う生ごみのみの分離集荷が必要である。	生ごみの水切りに関する情報提供を充実するほか、新たな生ごみのリサイクルについて今後のあり方を検討します。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
4	市条例で「分別しないごみ出しに過料金を課す」の項目が追加された。分別しないごみ出しは犯罪であり、取り締まりを強化すべきである。しかし、ごみの中身を市職員だけで調査するのは実質的に不可能であるため、G30推進員に調査を委嘱し、確認後の処置は市職員が行うなど役割分担をしたらどうか。	市民の方がごみを開封して中身を調べることは、個人のプライバシーに触れ、地域でのトラブルの原因ともなります。分別されていないごみ袋の開封調査については、守秘義務が課せられている本市職員が引き続き行ってまいりますので、ご理解をお願いします。
5	分別状況の悪いごみ袋のチェックを強化することが必要だ。	分別の更なる徹底を図るため、分別状況が悪い集積場所への集中的な調査・指導を行います。
6	是非ごみの戸別回収をお願いしたい。	戸別回収については、経費増大などの課題があることから、長期的視野に立って検討を行います。
7	未分別品目、バイオマスの処理方法の可及的速やかな確立を望む。関心層のリデュースに直結する。	未分別品目の新たなリサイクルに当たっては、費用対効果の観点から、環境負荷の低減に最適な処理主体・処理手法を検討します。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
8	高齢化の単身世帯の現状と特徴を考えると、市民ニーズへの対応を加速化してほしい。	少子高齢社会の進展と市民ニーズを鑑み、ふれあい収集・粗大ごみ持ち出し収集・狭路収集について、きめ細やかな対応を行います。
9	基本理念の3Rに対して、もっとリサイクルも強化すべき。リサイクル電池の回収。	未分別品目の新たなリサイクルに当たっては、費用対効果の観点から、環境負荷の低減に最適な処理主体・処理手法を検討します。また、充電式電池に関しては、引き続き事業者回収ルートの周知を図ります。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
10	家庭ごみの問題で集合住宅のごみ集積場からの内取り収集に事業者を調整義務化。	共同住宅等(共同住宅、長屋またはワンルーム形式集合建築物であり、かつ、10戸以上を有するもの)については、原則として、共同住宅等の敷地内に集積場所を設置するよう、「ごみ集積場所設置基準」に定めています。今後も同基準の周知・徹底を図ります。

11	地域によっての収集方法を変える(都のように日曜日収集を検討すべきだ)。	日曜日の収集は予定していませんが、今後も、より効率的な収集を検討してまいりますので、御理解をお願いします。
12	P5 平成16年4月「持ち去り禁止条項の追加」は使える物がごみになるので、「資源回収物・プライバシーごみ持ち去り禁止」に改正してほしい。	適正に出された廃棄物及び資源物を、市が責任を持って処理することを明確にするため、集積場所に適正に排出された廃棄物及び資源物について、条例で所有権は市に帰属するものと規定したものです。今後もこの規定の周知・徹底を図りますので、ご理解をお願いします。
13	草や土、園芸ごみ、剪定枝、石などリユース、リサイクルしたい。廃油、プラ製品、陶器くずなど限りある資源は23年度から資源回収をしてほしい。	未分別品目の新たなリサイクルに当たっては、費用対効果の観点から、環境負荷の低減に最適な処理主体・処理手法を検討します。御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
14	従来、自治会に協力要請がありやってきたが、自治会未加入のアパートなどのルール違反が目立つので、行政の対応をもっと考えてほしい。	分別の更なる徹底を図るため、集合住宅に対する継続的な分別啓発を実施します。御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
15	P23 家庭系ゴミ対策 戸別収集の検討がH25からになっているが、早急に検討を行い戸別収集をスタートさせてほしい。ゴミに関しては住民にも大きな責任があり、有料のゴミ袋にすることで、リデュースが画期的に進みゴミは住民が減らそうと努力する。他の自治体ではすでにスタートしており、横浜市は遅れている。	戸別収集については、経費増大などの課題があることから、また、有料化については、ごみ量の推移を注視しつつ、市民負担の公平性の確保とリデュース(発生抑制)の推進などの観点から、長期的視野に立って検討を行います。
16	P24 地域コミュニティの支援 集合住宅のゴミの未分別、曜日を無視したゴミ出しが大きな問題となっている。横浜市は10世帯以上の集合住宅、マンション等に、専用のゴミ集積場をもうける規則はつくっているが、この規則を破ってもなんの罰則もないため、規則を守らない業者も多い。市の条例で罰則をもうけることで、もっと専用集積場所が作られ一般の市民に迷惑をかけないようにできるのではないか。	分別の更なる徹底を図るため、集合住宅に対する継続的な分別啓発を実施します。御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
17	プラスチック製容器包装に、何故プラスチック製品の混入はだめなのか。リサイクルの面から考えるとプラスチック完成品の方が良いベレットが多く得ることができるはずなのになぜ混入不可なのか。容器包装リサイクル法がどのような経緯で設定されたのか、一般の市民は納得できないのでは。	分別する市民の視点に立ち、プラスチック類全体のリサイクルの実現を目指し、国に法整備を働きかけます。また、プラスチック製容器包装のリサイクルの仕組みについて、市民への周知に努めます。
18	分別ルールを守らない人に対して罰則の強化が必要。	現在のところ過料の厳罰化は予定していませんが、分別の更なる徹底を図るため、分別状況が悪い集積場所への集中的な調査・指導を行います。
19	集合住宅のごみ収集箱はよくないと思う。いつでも何でも自由に入れて、資源物もごみになっているように思われる。	分別の更なる徹底を図るため、集合住宅に対する継続的な分別啓発を実施します。
20	アパート等は住民の出入りが頻繁なことが多く、分別が十分できていない。行政で取り組む対策として一考を願いたい。	分別の更なる徹底を図るため、集合住宅に対する継続的な分別啓発を実施します。
21	目標達成には燃やすごみを減らすのが近道だと思われるが、再資源化できるものはしやすいように収集し、「燃やす以外に処理方法がないものだけ」を燃やすようにするのが理想である。そこで、量・重さともに多い生ごみを、ガス化することで減量に取り組んでほしい(堆肥化では住環境の理由により困難な部分もある)。	バイオマスの有効活用の方策として、生ごみのリサイクルを推進するため、まずは、バイオガス化実証実験の検証結果を踏まえて、今後のあり方を検討します。
22	重箱の隅をつつくような3Rではなく、抜本的なごみ減量になる生ごみのバイオガス化、堆肥化を中期4か年計画の期間中に全市展開してほしい。	バイオマスの有効活用の方策として、生ごみのリサイクルを推進するため、まずは、バイオガス化実証実験の検証結果を踏まえて、今後のあり方を検討します。
23	庭ごみや剪定枝を、栄工場、港南工場及び保土ヶ谷工場用地を活用して資源化する。	未分別品目の新たなリサイクルに当たっては、費用対効果の観点から、環境負荷の低減に最適な処理主体・処理手法を検討します。御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。

24	一部の地域で使用されている、便利な「何でも回収ネット方式」による落ち葉等の堆肥作りを推進する。	御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
25	生ごみのバイオガス化については、残渣がごみとして残り焼却しなくてはならず効率が悪いと、他都市の実証実験の結果として出ている。横浜市においても結果を真摯に分析し、プラント設置や維持管理が高コストであれば、見合わせてほしい。	バイオマスの有効活用の方策として、生ごみのリサイクルを推進するため、まずは、バイオガス化実証実験の検証結果を踏まえて、今後のあり方を検討します。
26	生ごみは設備費やエネルギー消費量、排出されるCO <sub>2</sub> の少ない堆肥化が、無理のない本来の形と考える。そこで、焼却工場跡地を利用して堆肥化施設をつくるのが望ましい。市有の遊休地や小さな公園などでも小規模の堆肥化施設をつくって、地域住民に利用を促すことも効果的だ。各区の美化推進委員やG30サポーターがリーダーシップをとる形がいいかと思う。	バイオマスの有効活用の方策として、生ごみのリサイクルを推進するため、まずは、バイオガス化実証実験の検証結果を踏まえて、今後のあり方を検討します。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
27	規制前のマンションのごみ置き場や10戸以下のマンション、特にワンルームマンションの周辺の集積場では、ごみ問題は深刻だ。	分別の更なる徹底を図るため、集合住宅に対する継続的な分別啓発を実施します。
28	区の収集事務所に、市民の相談・啓発窓口を設置することには賛成である。なお収集事務所が、まちの美化に関する地域の活動を今後も支援することが望ましい。また、資源集団回収の未実施地域への積極的な働きかけを行うとともに、指導や助言などで関与し、支援していくことが望ましい。	相談・啓発窓口としての事務所機能の充実とともに、資源集団回収の推進、地域と連携したきれいなまちづくりの推進などにより、地域コミュニティを支援していきます。
29	行政回収から資源集団回収へ切り替えを進めることは望ましい。資源集団回収を行うことで地域団体は奨励金の交付を受け、これを活動費として活用できる上、地域の資源回収業者に業務を委託すれば地域経済の活性化にもつながる。また、行政回収よりも交付金額の方が経費が少なく済むことから、負担の軽減にもなる。	行政回収から資源集団回収への切替を進め、市民の自主的なリサイクル活動を促進し、地域コミュニティの活性化につなげます。
30	従来のリサイクルが限界に近づく中で、新たなリサイクルが重要になることは否定しないが、リサイクルはリデュースやリユースの補完である点を忘れずに、費用対効果だけではなく、真に必要なリサイクルかどうか慎重に検討すべきである。	未分別品目の新たなリサイクルに当たっては、費用対効果の観点から、環境負荷の低減に最適な処理主体・処理手法を検討します。
31	生ごみのバイオガス化は、食べ残しを発生させないということを強調した上でのごみであるが、廃棄物問題のみならず住環境問題やエネルギー問題でもあり、本格実施の方向で検討する。なお、実証実験の結果を公表した上で、規模等、具体的な方向性を示すべきである。	バイオマスの有効活用の方策として、生ごみのリサイクルを推進するため、まずは、バイオガス化実証実験の検証結果を踏まえて、今後のあり方を検討します。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
32	希少金属含有製品の回収・リサイクルは、原則、事業者の負担と責任で実施されるべきものであり、行政はシステム作りの面での役割を果たすべきである。	希少金属含有製品の回収・リサイクルの制度化に当たっては、事業者による制度とするよう国等に働きかけます。
33	プラスチック製品のリサイクルについては、費用と環境負荷のどちらを重視すべきかによって、どの方法を採用するのか判断が難しいこともあり、慎重に調査し検討することが必要である。そして、その調査結果を公表し、具体的な方向性が示されるべきである。	分別する市民の視点に立ち、プラスチック類全体のリサイクルの実現を目指し、国に法整備を働きかけます。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
34	ごみの減量化のみならず焼却主義からの脱却や焼却炉の延命・縮小化の視点からも、生ごみの堆肥化などの可能性を積極的に探るべきである。	バイオマスの有効活用の方策として、生ごみのリサイクルを推進するため、まずは、バイオガス化実証実験の検証結果を踏まえて、今後のあり方を検討します。
35	P26「国等への働きかけ」について ここで取り上げている課題は、本来は事業者の負担と責任において処理すべき課題である。国への働きかけはさることながら、条例の制定等、横浜市独自で実施できることはないか前向きに検討すべきである。	御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
36	P24「新たなリサイクル」について 新たな生ごみリサイクルで取り上げているバイオガス化も、極狭い地域だけを対象とするのでなく地域を広げてほしい。	バイオマスの有効活用の方策として、生ごみのリサイクルを推進するため、まずは、バイオガス化実証実験の検証結果を踏まえて、今後のあり方を検討します。

37	P24 「新たなリサイクル」について せん定枝のリサイクルは早急に進めて頂きたい。庭のある住宅地のごみ集積所を見ると、せん定枝が季節のよっては分別されて大量に出ている。資源としてリサイクルできる方法があるのだから、市北部の一部の地域だけでなく全市に広げてほしい。	未分別品目の新たなリサイクルに当たっては、費用対効果の観点から、環境負荷の低減に最適な処理主体・処理手法を検討します。御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
38	P26 「国等への働きかけ」について 容器包装リサイクル法改正の働きかけは強力に、早急に推し進めてほしい。製品プラスチックと、いわゆるプラとの分別に多くの人が頭を痛めている現状を、できるだけ早く解消してほしい。	分別する市民の視点に立ち、プラスチック類全体のリサイクルの実現を目指し、国に法整備を働きかけます。
39	P26 「国等への働きかけ」について 前払い方式の導入を、家電リサイクルに関しては進めてほしい。	前払い方式の導入など、家電リサイクル制度の見直しを国等に働きかけます。
40	3Rの推進のためには、ごみ排出量の削減と分別の徹底が必要だ。しかし、現在のごみの出し方では無理で不法投棄の減少も期待できない。そこで、収集袋の有料化でコストをまかない戸別回収を実施することが有効な方策と考える。できる地域から試行的に実施できないか。	戸別回収については、経費増大などの課題があることから、また、有料化については、ごみ量の推移を注視しつつ、市民負担の公平性の確保とリデュース(発生抑制)の推進などの観点から、長期的視野に立って検討を行います。
41	プラスチック製容器包装ごみの中にプラスチック製品の混入が多いようだ。同じプラスチックであるため、一緒に資源ごみとして回収はできないか。	分別する市民の視点に立ち、プラスチック類全体のリサイクルの実現を目指し、国に法整備を働きかけます。
42	ごみ出しに関する様々な問題の解決のため、高齢者の労苦をやらげられるためにも早期に戸別回収を実施すべきである。	高齢者等のごみ出しを支援する取組を推進します。また、戸別回収については、経費増大などの課題があることから、長期的視野に立って検討を行います。
43	収集の有料化とあわせることで、さらなるごみの減量化が図れる。すでに他の政令市では有料化は実施済みである。	有料化については、ごみ量の推移を注視しつつ、市民負担の公平性の確保とリデュース(発生抑制)の推進などの観点から、長期的視野に立って検討を行います。
44	アパート住民の無秩序なごみ出しに苦慮している。そこで、次の内容について市条例で義務化するよう検討してほしい。 ・新規にアパートを建設する際には、ごみ箱のスペースを設置するよう義務化する。 ・既存のアパートについては、環境保全税をつくり、アパート所有者から1戸あたり年間1,000円を徴収する。 ・4世帯以上が入っているアパートの敷地内に、ごみ箱の設置を義務づける。 アパート住民は仮の宿の意識が強く、みんなで環境を保全しようという考えに乏しい。その分は所有者が担う必要があると思う。	分別の更なる徹底を図るため、集合住宅に対する継続的な分別啓発を実施します。 なお、共同住宅等(共同住宅、長屋またはワンルーム形式集合建築物であり、かつ、10戸以上を有するもの)については、原則として、共同住宅等の敷地内に集積場所を設置するよう、「ごみ集積場所設置基準」に定めています。今後も同基準の周知・徹底を図ります。
45	小規模集合住宅(特にワンルーム)の入居者が、ごみ搬出の際の分別ルールを守らない事例が多い。宅建協会を通じ協力を要請してみてもどうか。	分別の更なる徹底を図るため、市内の不動産関係団体への協力要請も含め、集合住宅に対する継続的な分別啓発を実施します。
46	収集車が各区域のごみ集積所を回ってゴミを収集し、分別不良や収集日違いのシールを貼り取り残されたものは、毎日日報で報告されているのか。	本市では、分別方法や収集曜日を間違われた方に気付いていただくため、シールを貼って一旦取り残していますが、これは分別徹底のために必要な取組であると考えていますので、御理解をお願いします。 なお、取り残した個数や箇所数については、日々作業員から報告を受け把握しています。
47	審議会アンケートでも反対者の多かったごみの現状での有料化には反対である。	有料化については、ごみ量の推移を注視しつつ、市民負担の公平性の確保とリデュース(発生抑制)の推進などの観点から、長期的視野に立って検討を行います。
48	資源物と燃やすごみの分別の啓発活動を頻繁に行い、住民の協力と理解を得て燃やすごみの量が少なくなってきた。しかし、栄区では戸別住宅がほとんどで、剪定された庭木・草の量が時期によって大変多く、集積場見学会、連合町会行事での啓発、住民の分別協力の結果も帳消し状態である。今後、剪定した木の葉・草は乾燥させてから又はポリ袋に入れて4つ結びしないで2つ結びにし、少しでも水分を蒸発させてから収集日に4つ結びして出してもらおうことなどを、乾燥データを取得して啓発したい。	御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。

② 具体的施策

エ 事業系ごみ対策

意見数11

意見の概要		意見に対する考え方
1	資源ごみの分別徹底は家庭よりも企業の方がアプローチしやすいのではないか。	事業者に対しても、更なるごみの減量・リサイクルと分別の徹底を働きかけます。
2	横浜市ではスーパー等(の店頭)で回収されたプラスチック類などいくつかの品目を産業廃棄物に区分して、事業者指導が行われているが、「産業活動に伴う」ごみは事業者の自己処理責任で、「消費活動に伴う」ごみは市町村の処理責任のもと処理すべきであり、区分を見直し、事業者指導を行うべきである。	事業者が、事業活動の一環として店頭で回収したプラスチック類等の処理責任は、事業者が負うべきものと考えています。
3	発生抑制も大事なことだが、事業系ごみの処理費用をもう少し上げることで持ち込まれるごみの量を減らすよう努力させられるのではないか。	一般廃棄物処理手数料の改定は、受益者負担の観点から、景気動向等社会経済情勢の変化に配慮しながら検討を進めます。
4	事業系ごみ収集は、基本は民地内収集で内取り収集に事業者と一般廃棄物業者との調整を義務化。	事業系ごみについては、当該事業活動を行う敷地内に排出するよう、毎年度定める「一般廃棄物処理実施計画」に規定しています。今後も同規定の周知・徹底を図ります。
5	P28 優良事業者表彰 人間は「やってみせ、言って聞かせて、させてみて、ほめてやらねば人は動かじ」の言葉の通り、中小企業、各種団体、個人にたいしても表彰は必要。	3R行動を推進する個人・団体・事業者に対する表彰を実施します。
6	工場内でのゼロエミッションを目指すとともに、再製品化を見越した素材選びをするよう指導してほしい。	事業者に対して、更なるごみの減量・リサイクルと分別の徹底を働きかけます。 また、拡大生産者責任の考え方に基づいて、環境にやさしい素材選択や、分別しやすい製品設計を事業者に働きかけます。
7	名古屋市や千葉市並に処理手数料を値上げすることで資源化・減量化率を高める。	一般廃棄物処理手数料の改定は、受益者負担の観点から、景気動向等社会経済情勢の変化に配慮しながら検討を進めます。
8	資源化が可能な古紙が20%、プラスチックは17%も混入している。審議会による事業者アンケートの結果でも紙ごみやプラスチックの分別が不十分と判明している。チェックが不十分のために混入を見逃しているのではないか。搬入チェックを厳しくしてほしい。	焼却工場での搬入物検査により、事業系ごみの分別指導を徹底します。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
9	処理手数料を上げることで資源化・減量化率を高める誘導策を取ることが必要だ。事業者はコスト削減を命題としているため、手数料が低ければ人的コストを掛けようとはしない。資源化が可能な古紙等が多く出れば、焼却や埋め立てが増え、結果的に市民の負担増につながる。	一般廃棄物処理手数料の改定は、受益者負担の観点から、景気動向等社会経済情勢の変化に配慮しながら検討を進めます。
10	事業者のごみ減量等への自主的な取組、新たなリサイクル技術の開発等に関する横浜市との共同研究を推進するために、より積極的に各事業者との連携を要請すべきである。また、横浜市との共同関係を事業者にとってメリットとなるよう、具体的な施策についても検討すべきである。	御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
11	金沢工場のごみは、生ごみ、剪定枝など水蒸気発生ごみが多くを占めている。旭工場ではこれらが燃えないので金沢工場へ運んでいる。市の土木事務所や公園緑地事務所も草や剪定枝など金沢工場へ運んでいる。草や剪定枝などを市の空き地や自然公園などで堆肥にしてほしい。	本市で発生するせん定枝や間伐材については、本市施設に加えて民間のリサイクル施設でたい肥や木材チップとしての利用が進んでいます。

② 具体的施策

オ ごみの処理・処分

意見数14

意見の概要		意見に対する考え方
1	家庭から出る資源物の収集を一般廃棄物許可業者に段階的に委託していった場合、分別対象品目ごとの収集量及び資源化量の実態把握と実績集計の方法、情報の公開はどういう対応をするのか明確にしてほしい。	運営の効率化を図るため、家庭から排出される資源物の収集運搬業務委託を推進するとともに、業者への指導・履行確認を行い、資源化量を適切に把握して、ホームページや広報紙等で情報提供します。

2	<p>許可業者が家庭系の資源化物を受託した場合、事業系の資源化物との混載や、価格によっては「資源化物の抜き取り」、自家ルートによる販売という事態が発生しないかどうか。これに対する市の考え方を明らかにしてほしい。</p>	<p>運営の効率化を図るため、家庭から排出される資源物の収集運搬業務委託を推進していきますが、委託業者への指導・監視等を徹底することにより、適正な業務の履行を確保していきます。</p>
3	<p>P18「ごみ処理における環境負荷の低減」は、ダイオキシンを出さないでほしい。塩化物を塩素と有機物が一緒に燃えるとベンゼン環ができ、それが煙突へ移動しながら300℃以下になるとダイオキシンになる。自然ごみなど有機物や塩化ビニルなどのプラスチック製品は資源回収してほしい。</p>	<p>市の焼却工場では、800℃以上の高温焼却と連続運転を実施し、ダイオキシン類の発生を抑制するとともに、排ガス処理設備によって除去し、周辺環境の保全に努めていますので、御理解をお願いします。</p>
4	<p>金沢工場の煙突から200℃の水蒸気を出す白煙防止装置を稼働させるのは温暖化してしまう。熱を排出せず回収するよう改造してほしい。</p>	<p>ごみ処理における環境負荷低減のため、白煙防止装置の運転方法の見直しなどを行い、焼却工場の省エネルギー化を推進します。</p>
5	<p>「神奈川区はG40」を達成した現在、これ以上の減量化を目指すには生ごみの乾燥が必要となる。一方ゴミの焼却により得るエネルギーで発電するシステムから考えると、より強力な火力を得るためには水分の注入が効果的である。昭和の時代に達磨ストーブを使った人は理解できると思うが、真っ赤に燃えた石炭に水をかけることにより石炭がより勢よく燃え盛ったことを。水分は必要悪なのではないか。</p>	<p>生ごみの水切り効果として、収集では、ごみの軽量化による収集車の燃費向上、焼却工場では、ごみの乾燥に必要とするエネルギーの節減ができます。これらにより、CO<sub>2</sub>など温室効果ガスの削減に寄与できます。</p>
6	<p>南本牧廃棄物新最終処分場の建設は凍結すべきである。もともと産廃処分を目的に計画されたと思われる新処分場事業は、現段階では一廃と産廃の目標量8万1千m<sup>3</sup>(中期政策プラン)に対して半減しており、建設を急ぐ必然性は著しく薄れている。 一方、生ごみのバイオガス化を本格実施することで、更に3分の1のごみを減らすことができる(H21年度生ごみは36～37%)。そうすれば建設事業そのものを見直す必要がある。</p>	<p>ごみ量削減42%を達成した現在にあっても、年間約13万トンの一般廃棄物を埋立処分しています。このため、ごみ量のさらなる削減と焼却灰の有効利用の検討・実施により、最終処分場の延命化に努めるとともに、将来にわたって安定した埋立処分体制を確保する必要があることから、南本牧最終処分場(第5ブロック)の整備を進めます。 なお、中小企業等の産業廃棄物の適正処理を推進することを目的に、南本牧最終処分場では一般廃棄物と併せて産業廃棄物を受け入れています。</p>
7	<p>焼却工場や最終処分場は危険でかつ高額な施設であるため、将来的にはできる限り縮小すべき施設であることを明確に発信すべきである。</p>	<p>環境負荷の低減やコスト削減に配慮しながら、適切な施設整備と運営を行い、ごみ量等の推移に見合った、安全で安定した効率的な処理体制を構築します。</p>
8	<p>焼却工場や最終処分場等のあり方は、ごみ減量化の推進にかかっており、減量化の見通しにそって、必要となる施設の効率的な設置・運用が検討されるべきである。なお、焼却ごみの量の推移と工場の処理能力からして、当面新たな施設を設置する必要はないと考える。</p>	<p>環境負荷の低減やコスト削減に配慮しながら、適切な施設整備と運営を行い、ごみ量等の推移に見合った、安全で安定した効率的な処理体制を構築します。</p>
9	<p>既存の最終処分場の延命化とその具体的方策について、より具体的な見通しを立てるべきである。その際、焼却灰の資源化は避けて通ることはできず、経済的な観点で割り切れる問題ではないことも念頭に置いて資源化を推進すべきである。</p>	<p>最終処分場の延命化のため、3Rを進めるとともに、残余容量や財政状況等を考慮しつつ、焼却灰の有効利用を検討・実施します。</p>
10	<p>既存施設の有用性について費用対効果を十分検討し、非効率的な施設については運用の停止もしくは廃止をすべきである。</p>	<p>環境負荷の低減やコスト削減に配慮しながら、適切な施設整備と運営を行い、ごみ量等の推移に見合った、安全で安定した効率的な処理体制を構築します。</p>
11	<p>みなとみらい地区で導入された管路回収システムは、平成18年度末時点での累積赤字が約24億円に及んでいる旨が、包括的外部監査報告で指摘されている。同種の施設を導入した自治体でも廃止される傾向にあることや効率化を考えると、管路回収システムは早急に停止または廃止を検討すべきであることを素案に定めるべきである。</p>	<p>これまで、運営の効率化の観点から、廃止時期も含め、みなとみらい21地区管路回収のあり方について検討してきました。今年度、利用者の意向確認や検討会の設置など最終的な判断に向けた具体的な取組を進めているところであり、5 基本計画で取り組む具体的施策(5)ごみの処理・処分 ■運営の効率化の「平成22～25年度に取り組む施策・事業」に「みなとみらい21地区管路回収」に関する記述を追記します。</p>
12	<p>廃プラスチックを油化する技術があるが、まだ開発途上の分野である。行政でも研究開発に挑戦してほしい。</p>	<p>3Rと適正処理の推進のため、新たなりサイクル技術や処理・処分技術の調査・研究と開発を行います。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>

13	事業者のごみ減量等への自主的な取組、新たなリサイクル技術の開発等に関する横浜市との共同研究を推進するために、より積極的に各事業者との連携を要請すべきである。また、横浜市との共同関係を事業者にとってメリットとなるよう、具体的な施策についても検討すべきである。	御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
14	ビン、缶、ペットボトルは、民間委託し、23年度から資源回収してほしい。	運営の効率化を図るため、プラスチック製容器包装及びビン・びん・ペットボトルの収集運搬業務の民間委託を推進します。

## ② 具体的施策

### カ きれいなまちづくり

#### 意見数8

	意見の概要	意見に対する考え方
1	タバコの喫煙所での設置で、通行人が迷惑。設置場所から10m以上離れた所で喫煙している人がいる。	地域と連携してきれいなまちづくりを進めることとし、「ポイ捨て・喫煙禁止条例」の周知・啓発活動を推進します。
2	P10、P15「清潔できれいなまち」というと、草や枯れ葉が必要以上にごみに出され、自然が損なわれるので、「清潔できれいなまちが実現している」を「緑豊かなまちが実現している」にしてほしい。	廃棄物行政の観点から、ごみ出しルールの遵守、ポイ捨てや不法投棄の防止に取り組み、清潔できれいなまちの実現を目指したいと考えています。
3	町の美化の活動を行っている中で目につくのは、公園や道路、私有地等での犬猫のフン等の不始末である。飼い主の責任であるが、何とか取り締まる条例をつくって、禁無責任な飼い主に対して厳しく対処してほしい。	本市では、動物の排せつ物等を適正に処理することなど、飼い主が守るべき事項を「横浜市動物の愛護及び管理に関する条例」に定め、飼い主に対する啓発・指導を行っています。 なお、いただいた御意見は関係局に伝えます。
4	当局の収集システムはどのようになっているのか。①不法投棄される②収集車が「粗大ごみ」のシールを張って取り残す③町内会でそのシールを見て資源循環局に連絡④粗大ごみが回収される・・・。不法投棄の収集も町内会の連絡がないと引き取りがないのか。	不法投棄多発地域の監視強化など、地域と連携したきれいなまちづくりを進めます。地域の皆さまから御連絡をいただいた際の対応となる場合もありますが、御理解・御協力をお願いします。
5	「ポイ捨て・喫煙禁止条例」の周知と啓発活動を継続することは、きれいなまちづくりのためには不可欠である。そこで、禁煙禁止区域のみならず21地区は、観光客が多く訪れる地域であるから、夏休み等に同地区で、条例の周知と効果的な啓発活動を行うことが望まれる。	喫煙禁止地区の取組や地域での美化活動について、引き続き効果的な広報・啓発活動を行います。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
6	「吸い殻や空き缶等のごみを減らしてきれいなまちをつくる」ことに対する市民の意識を保ち続けるよう、喫煙禁止区域内での喫煙者の過剰の徴収状況等を公表したり、美化推進活動の様子をPRすることなども重要である。	喫煙禁止地区の取組や地域での美化活動について、引き続き効果的な広報・啓発活動を行います。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
7	不法投棄や放置自転車はまちの美観を著しく損なう。「未然に防ぐ」ことの重要性をアピールすることが望まれる。そのためには地域住民や警察等の関係機関と連携してパトロールを行うことが重要である。また、警報看板を増設するなどのほか、民間警備会社へ委託することも検討すべきである。	不法投棄多発地域の監視強化など、地域と連携したきれいなまちづくりを進めます。 御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。 なお、本市では、「横浜市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、放置自転車対策を進めており、いただいた御意見は関係局に伝えます。
8	放置自転車は、その大きさからまちの美観に対する影響が大きいので、「未然に防ぐ」こと、「撤去を迅速に行う」ことが重要である。放置自転車については、市内2か所に保管場所を整備し、廃棄物認定前でも一時移動できるようにしたとのことだが(平成18年G30ローリング)、このような保管場所の整備は重要な課題である。	本市では、「横浜市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、放置自転車対策を進めており、いただいた御意見は関係局に伝えます。 なお、引き続き、迅速な撤去・処分に努めるなど放置自転車対策を推進します。

## ③し尿等

#### 意見数1

	意見の概要	意見に対する考え方
1	し尿等、工事現場等で処理しているが、パキューム車が問題点あり。	仮設便所について、利用者の申請に応じて迅速にし尿収集を行うとともに、車両の整備等を適正に行ない、衛生的な処理を行います。

④ その他

意見数11

	意見の概要	意見に対する考え方
1	今まで見たことのある言葉が並んでおり、新鮮さにかける計画素案である。	新たな計画を広く周知するため、親しみやすい愛称・キャッチフレーズを命名するとともに、市民公募によるシンボルマークを制定する予定です。計画の推進に当たっては、実際の3R行動につながるよう、分かりやすい広報活動を展開します。
2	パブリックコメントの周知が不適切である。誰にでもわかる方法で広報し、広く市民の意見を聞くという積極性に欠けている。	ホームページと広報よこはま9月号により、パブリックコメントの告知を行いました。計画の推進に当たっては、ごみ・環境情報の積極的な情報提供に努めます。
3	第6次産業廃棄物処理指導計画に対する第1回検討委員会議事録によれば、産業廃棄物処理指導計画に一般廃棄物処理基本計画策定のコンセプト等を盛り込んでいく予定としている。極めて妥当な判断と思うが、本案には産業廃棄物に関しては全く言及されていない。本来市の自治事務ではない産廃処分が、実際には平成5年から南本牧最終処分場において実施されている。検討の対象にすべき。	5(4)事業系ごみ対策■事業系ごみの適正処理に記載したとおり、事業所から排出される廃棄物については、産業廃棄物も含めた総合的な適正処理の指導が重要であり、「第6次産業廃棄物処理指導計画」との整合を図りつつ、一般廃棄物と産業廃棄物指導の連携による適正処理や減量・リサイクルなどを一体的に進めます。
4	G30の成功は横浜市のこどもの健康回復に大きく貢献した。ごみが減って焼却場が止まった結果、周辺に住むぜん息の子どもが発作を起こさなくなった。横浜市全体のぜん息被患率も年々下がっている。	御意見として承ります。
5	10分別15品目という分別排出スタイルは、G30の名称のもと市民に定着したものである。市民にとっては、「ごみと資源の排出」「10分別15品目」の行為そのものを指す愛称だ。新しい計画の名称を募集するのは理解できるが、市民の意識や考えを尊重するならば、呼称の新旧にこだわる必要があるのだろうか。また、財政が厳しい中、新キャッチフレーズ等を作成する場合、パンフレット等も新規に作成することになると思うが、そのコストと効果を対比したとき、どれほどの効果があるのだろうか。したがって、名称については、「G30」を継承してほしい。もし新名称を検討するなら、「G30+」など、既存資料に少し手を加えて再利用できる範囲のものが良いかと思う。市民も「G30」から発展した取組であると、理解を得やすいと思う。	G30を礎とする新たな計画を広く周知するため、親しみやすい愛称・キャッチフレーズを命名するとともに、市民公募によるシンボルマークを制定する予定です。計画の推進に当たっては、実際の3R行動につながるよう、分かりやすい広報活動を展開します。
6	元かながわ廃棄物処理事業団の産廃処理が、買い取った民間企業の操業で事業内容が見えにくくなっている。市に対しては大気や排水等の汚染が基準を超えないよう厳しく監視体制をとり続け、市民の不安を軽減する一層の努力を求める。	県域内での産業廃棄物の減量化・資源化及び適正処理の推進を図るために神奈川県、川崎市と共に設立した(財)かながわ廃棄物処理事業団については、昨今のリサイクルの進展や景気の悪化等の影響を受けて厳しい経営状況となり、事業の継続が困難となったため、公共的役割の承継を条件として施設を民間業者に譲渡し、事業団は平成21年度末に解散しました。 なお、旧事業団が所有していた施設は川崎市に所在するため、民間譲渡後の指導権限は川崎市が保有します。
7	リーダーシップ確立(町内会)企業に限らず組織体の活動は町内会である複数の個人の協働で行われるのであろうかと思えます。当然ながら制約条件があるはずである。この活動は、だれによって協働又は計画その実施が命令され実行の過程で内外の状況変化に応じて修正がほどこされる変更が加えられる統制が必要があるか又は結果として組織活動の効率が高い事業(ごみ対策)として認められなければならない評価は組織体にもそれに匹敵するごく一般的に(マナーのバランス)とよぶ尺度であろう。	御意見として承ります。
8	P13「Yokohamaエコ活。」身近なことから始めよう エコ活コンテストで、皆から広くアイデアや工夫を求め、成功例をたくさん集めてみんなに面白く紹介し、身近なことのように、感じさせてはどうか。エコ活コンテストで最優秀賞、優秀賞、佳作等で、表彰し、賞状と賞品を林市長から手渡す。けっこういろいろなアイデアや面白いアイデアが出てくるのではないだろうか。	御意見は、具体的な事業や取組を行うに当たっての参考とさせていただきます。
9	P13「エコ活。」は「エコ活動」「エコ生活」の方が誰もがわかりやすい。	「Yokohama エコ活。」は横浜に根ざした「エコ活動」の略称であり、平成22年3月に「横浜市脱温暖化行動方針(CO-DO30)」新キャンペーンのキャッチフレーズとして発表されたものです。日常生活で誰もが気軽に参加できる“身近なエコ活動”の輪を広げるため、引き続き周知を図っていきます。 なお、いただいた御意見は関係局に伝えます。
10	ハンガリーのアルミニウム工場から大量の赤泥が流出し、大きな災害となっていることが報じられている。有害性の高い赤泥投棄で、これ以上海洋を汚染してはならない。	赤泥などの海洋投入処分につきましては、国の動向を踏まえつつ、産業廃棄物処理指導計画に基づき、適正な処理・処分に引き続き取り組んでいきます。
11	P22 家庭で育てた植木を身近な公園や公道の緑化に活用したい。	本市では、現在、御提案いただいた取組は行っていませんが、「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」により「緑をつくる」取組を進めているところです。なお、財団法人横浜市緑の協会において、樹木の情報を必要な方に提供する事業である「グリーンバンク」を行っています。いただいた御意見は関係局に伝えます。

## (2) 自治会町内会意見募集

### ア 提出の状況（平成22年9月下旬から12月末まで）

提出者数	1,222名（男性924名、女性206名、不明92名）
提出者の 区別内訳	鶴見区58名、神奈川区77名、西区49名、中区60名、南区74名、 港南区59名、保土ヶ谷区71名、旭区98名、磯子区82名、金沢区63名、 港北区75名、緑区59名、青葉区65名、都筑区54名、戸塚区88名、 栄区43名、泉区67名、瀬谷区80名
意見数	1,726件

### イ アンケート結果

(ア) ごみを減らしてCO<sub>2</sub>の削減を目指すことについてどう思いますか。

①いいことだと思う	834件
②いいことだと思うが大変だ	355件
③目指す必要はない	2件
④分らない	5件
⑤その他	6件

※無回答 20件

(イ) ごみそのものを発生させない、ごみになるものを受け取らないというリデュース（発生抑制）で、ごみも資源も減らすという目標について、どう思いますか。

①いいことだと思う	658件
②いいことだと思うが大変だ	528件
③目指す必要はない	4件
④分らない	5件
⑤その他	7件

※無回答 20件

### ウ 主なご意見

#### ①広報の工夫

- 高齢者に分かりやすいように、集積場所周辺の貼り紙は大きな文字にしてほしい。
- 転入者や外国人に対して周知を徹底してほしい。

#### ②分別指導の徹底等

- 単身者や学生、集合住宅、自治会町内会の未加入者が分別を守らず、困っているのが指導を徹底してほしい。
- 通りかかりの通行人に分別していないごみを捨てられてしまう。

#### ③家庭ごみ収集の有料化と戸別収集の検討・実施

- 家庭ごみ収集を有料化して、戸別収集してほしい。

#### ④3Rを推進するため、企業努力を求める

- 3Rを進めるためには、企業の努力も必要。

#### ⑤不法投棄やポイ捨てへの対策強化

- 不法投棄やポイ捨てへの対策を徹底・強化してほしい。

4 最近の環境・資源循環行政の動き

	横浜市		国	国際
	制度(条例)、計画・方針等	その他	制度(法律)、その他	
平成 3年 (1991)	4	・第2次横浜市産業廃棄物処理指導計画策定		
	9	・横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例の制定	・再生資源の利用の促進に関する法律(再生資源利用促進法)公布	
	10		・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)一部改正[排出抑制や再生利用等の減量化を位置付け、マニフェスト制度の導入]	
平成 4年 (1992)	9	・横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の制定		・地球サミット(環境と開発に関する国連会議(UNCED))(リオデジャネイロ)[気候変動枠組み条約、アジェンダ21採択]
	11		・横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会設置	
平成 5年 (1993)	3	・横浜市一般廃棄物処理計画第1期推進計画策定	・缶・びんの分別収集市内30%で実施	
	7	・横浜市一般廃棄物処理基本計画策定、公表(H6年1月告示)		
	9		・有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(バーゼル条約)加入	
	11		・南本牧廃棄物最終処分場開設 ・環境基本法公布・施行	
平成 6年 (1994)	1	・横浜市一般廃棄物処理基本計画告示		
	10		・缶・びんの分別収集市内45%で実施	
	12	・ゆめはま2010プラン策定	・環境基本計画策定	
平成 7年 (1995)	6		・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)公布	
	9	・横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例(ポイ捨て禁止条例)の制定		
	10		・市内全域で缶・びんの分別収集を実施	
	12		・容器包装リサイクル法一部施行	
平成 8年 (1996)	4	・第3次横浜市産業廃棄物処理指導計画策定		・ISO14001国際環境管理規格正式発効 ・OECDのPRTR導入に関する勧告
	9	・横浜市環境管理計画策定		
	10	・横浜市分別収集計画策定		
平成 9年 (1997)	1		・粗大ごみ収集有料化 ・事業系ごみ全量有料化	・気候変動枠組み条約第3回締約国会議(COP3)、京都議定書採択
	4			
	6	・横浜市一般廃棄物処理計画第2期推進計画策定	・ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン(新ガイドライン)策定 ・容器包装リサイクル法本格施行 ・環境影響評価法公布 ・ダイオキシン類規制本格始動 ・廃棄物処理法一部改正[再生利用認定制度の新設、生活環境影響調査の実施等]	
	10		・缶びんの分別収集を2週間に1回から週1回に変更 ・小さな金属類を分別収集品目に追加	

	横浜市		国	国際
	制度(条例)、計画・方針等	その他	制度(法律)、その他	
平成 10年 (1998)	6		・特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)公布	
	10		・地球温暖化対策の推進に関する法律公布	
平成 11年 (1999)	2	・ペットボトルの分別収集を3区で開始		
	4		・地球温暖化対策に関する基本方針策定	
	6	・第2期横浜市分別収集計画策定	・環境影響評価法施行	
	7		・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)公布 ・ダイオキシン類対策特別措置法公布	
平成 12年 (2000)	1		・ダイオキシン類対策特別措置法施行	
	2	・家庭ごみの排出を半透明袋に変更 ・ペットボトルの分別収集を7区に拡大		
	4		・家電リサイクル法本格施行 ・容器包装リサイクル法完全施行 ・地球温暖化対策の推進に関する法律施行	
	5		・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)公布 ・国等による環境物品等への調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)公布	
	6		・循環型社会形成推進基本法公布・一部施行 ・再生資源の利用の促進に関する法律(再生資源利用促進法)改正[名称を「資源の有効な利用の促進に関する法律」(資源有効利用促進法)に変更] ・廃棄物処理法の一部改正[不適正処理対策の強化] ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)公布	
	11		・第2次環境基本計画策定	
平成 13年 (2001)	1		・循環型社会形成推進基本法完全施行	
	2	・ペットボトルの分別収集を11区に拡大		
	4	・第4次横浜市産業廃棄物処理指導計画策定		・京都議定書発効のための国際合意の実現に関する国会決議可決 ・家電リサイクル法完全施行 ・資源有効利用促進法完全施行 ・グリーン購入法完全施行
	5		・食品リサイクル法施行 ・建設リサイクル法一部施行	
	6		・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律制定 ・ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法制定	
	12	・横浜市地球温暖化対策地域推進計画策定		

		横浜市		国	国際	
		制度(条例)、計画・方針等	その他	制度(法律)、その他		
平成 14年 (2002)	3		・市内全域でペットボトルの分別収集を実施		・持続可能な開発に関する世界首脳会議(第2回地球サミット)(リオ+10)開催	
	5			・建設リサイクル法本格施行		
	6	・第3期横浜市分別収集計画策定		・温暖化対策法改正 ・京都議定書批准		
	7			・使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル)		
	12	・横浜リバイバルプラン(中期政策プラン・中期財政ビジョン・新時代行政プラン)策定				
平成 15年 (2003)	1	・横浜市一般廃棄物処理基本計画改定(横浜G30プラン策定)	・横浜G30行動宣言			
	3	・横浜市役所地球温暖化防止実行計画策定		・循環型社会形成推進基本計画策定 ・PCB廃棄物収集運搬ガイドライン策定		
	6			・廃棄物処理法の一部改正[不法投棄の未然防止、リサイクルの推進]		
	10		・分別収集品目拡大モデル事業開始	・廃棄物処理施設整備計画策定		
	12		・産業廃棄物である木くずや資源化可能な古紙等の焼却工場への搬入停止			
平成 16年 (2004)	3	・横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例一部改正 ・横浜市環境管理計画改訂				
	4		・持ち去り禁止条項の施行	・廃棄物処理法一部改正[事故時の措置、罰則の強化等]		
	10		・先行6区で分別収集品目拡大実施			
	12	・横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例一部改正 ・横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例一部改正		・建設リサイクル法一部改正		
平成 17年 (2005)	1			・自動車リサイクル法本格施行	・京都議定書発効 ・EU、環境配慮設計を求めるEuP指令スタート ・EU、WEEE指令の回収義務スタート ・京都議定書第1回締約国会議(COP/MOP1)でマラケシュ合意採択	
	2					
	3	・横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正				
	4		・分別収集品目拡大の全市実施 ・「環境事業局」から「資源循環局」に名称変更			
	5			・廃棄物処理法一部改正[マニフェスト制度や許可に係る規制の厳格化、無確認輸出等に対する罰則の強化等]		
	7	・第4期横浜市分別収集計画策定				
	9		・栄工場廃止			

	横浜市		国	国際
	制度(条例)、計画・方針等	その他	制度(法律)、その他	
平成18年(2006)	2		・廃棄物処理法一部改正[石綿含有廃棄物の無害化処理の円滑化]	・EU、RoHS指令スタート ・COP/MOP2、京都議定書の見直し議論(ナイロビ)
	4	・第5次横浜市産業廃棄物処理指導計画策定	・第3次環境基本計画策定	
	6	・横浜市基本構想(長期ビジョン)策定	・容器包装リサイクル法一部改正	
	11	・横浜市地球温暖化対策地域推進計画改訂	・港南工場廃止	
	12	・横浜市中期計画(横浜リバイバルプランⅡ)策定		
平成19年(2007)	3	・横浜市役所地球温暖化防止実行計画改訂		・IPCC第4次評価報告書発表 ・第13回国連気候変動枠組み条約締結国会議(COP13)で「バリ行動宣言」採択
	5	・横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例一部改正		
	6	・第5期横浜市分別収集計画策定	・食品リサイクル法一部改正	
	9	・横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例一部改正		
平成20年(2008)	1	・横浜市脱温暖化行動方針(CO-DO30)策定	・喫煙禁止地区において罰則(過料)の適用開始	・京都議定書の第1約束期間(~2012年)開始 ・G8洞爺湖サミット開催
	2		・燃やすごみ等の収集回数を週3回から週2回に変更(7、8月は週3回収集) ・古紙・古布の収集回数を月1回から原則月2回に変更	
	3		・第2次循環型社会形成推進基本計画策定 ・廃棄物処理施設整備計画策定 ・京都議定書目標達成計画全部改定	
	5		・分別ルールを守らない市民・事業者に対する罰則制度の適用開始	
	6		・地球温暖化対策の推進に関する法律一部改正	
	7		・環境モデル都市に選定 ・低炭素社会づくり行動計画策定	
	3	・CO-DO30ロードマップ/環境モデル都市アクションプラン策定		
平成21年(2009)	6		・地球温暖化対策中期目標発表	
	7		・横浜市チャレンジ・ザ・リデュース市民委員会、横浜市チャレンジ・ザ・リデュース3者検討会を設置	
	12		・生ごみバイオガス化実証実験を磯子区内で開始	
平成22年(2010)	3		・保土ヶ谷工場の一時的休止 ・燃やすごみ等の収集回数を年間を通して週2回に変更	
	5		・廃棄物処理法の一部改正[排出事業者による適正処理確保の強化]	
	8		・チャレンジ・ザ・リデュース3者検討会の検討結果取りまとめ	
	10		・集積場所改善相談窓口の設置 ・ヨコハマR(リデュース)ひろばキックオフミーティング開催	
	12	・横浜市中期4か年計画策定		

新プランの目標である、総排出量（ごみと資源の総量）  
▲10%以上削減と、温室効果ガス排出量▲50%以上削減の  
「10」「50」から、「1=イ」・「5=（五つの）イ」と  
「0=オ」の組み合わせで「イーオ」だよ！  
ミーオと一緒に3RをPRしていくよ。よろしくね！



「ヨコハマ<sup>スリム</sup>3R夢！」マスコット イーオ

へら星人 ミーオ

横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマ<sup>スリム</sup>3R夢プラン）

平成23年1月発行

横浜市資源循環局資源政策課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-2503 FAX 045-641-1807